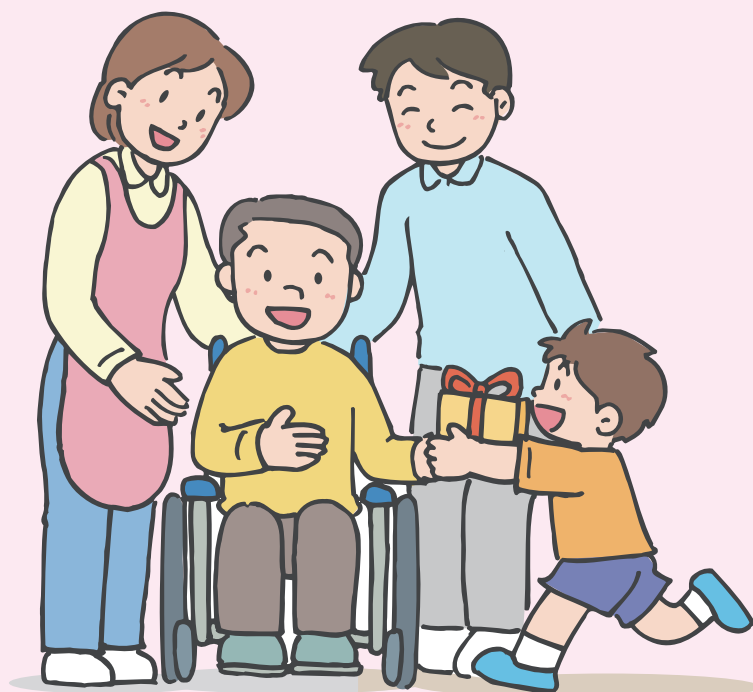


さくら市
第4期障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画



令和3年3月
さくら市



— 市民の皆様へ —

さくら市では、障がいのある人もない人も、皆が住み慣れた地域で安心して、自立した日常生活や社会生活を送ることができるまちを目指し、平成28年3月に策定した「さくら市障がい者福祉計画」、平成30年3月に策定した「さくら市第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画」に基づき、「互いを思いやる ひとにやさしい 健康福祉のまちづくり」を基本目標とする各種施策を推進して参りました。



この間、国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行、「発達障害者支援法」の一部改正が施行されたほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と「児童福祉法」の一部改正が施行されました。こうした障がい者を取り巻く環境における共通点は、ライフステージを通じた切れ目ない支援を受けながら、障がいの有無にかかわらず、自らが意思決定し、安心して地域生活を送ることができる共生社会の実現を理念としております。市では、これらの理念に基づき、本年4月からスタートとする新たな計画として「さくら市第4期障がい者計画(令和3年度～7年度)」、「さくら市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(令和3年度～5年度)」を策定いたしました。

本計画では、前計画の基本目標を継承しつつ、課題の洗い出しと見直し等を踏まえ、障がい者の権利擁護のための相談支援事業の充実、障がい者の地域生活の促進、障がい児が自分らしく成長するための支援の充実、等、近年の社会変化により生じている新たな課題へも取り組むこととしました。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、市民生活に大きな影響を与え、長期に渡る行動抑制や、地域経済の縮退など深刻な状況をもたらしました。そのことが、障がいを持つ方の心身への不安にも繋がっていることを踏まえ、新たなウイルス感染症等対応の支援も講じて参ります。

私は、さくら市の将来像を「健康・里山・桜の^{まち}小都市」と表現するとともに、基本理念として、「さくら市での暮らしを楽しめるまちづくり」を掲げております。

里山は、身近な自然に親しむこと、桜は花とともに芸術や文化を意味しています。

これからも、さくら市で健康第一に、身近な自然や芸術文化に親しみながら暮らしを楽しむために、障がいのあるひとにも住みやすい優しいまちづくりに向け、市民の皆様、並びに福祉関係者や福祉団体と協働し全力で取り組んで参りますりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご協力いただきました計画策定委員の皆様、並びに関係者の皆様、そしてアンケート調査等において貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和3年3月

さくら市長 花塚 隆志



目次

総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	6
5. 計画の推進と進行管理	6

第2章 本市の障がい者を取り巻く現状

1. 本市の概況	8
2. 障がい者の福祉に関するアンケート調査結果の概要	17
3. 調査結果のまとめと課題	33

第3章 基本構想

1. 基本理念	36
2. 基本目標	36
3. 基本的方向	37

各論

第4章 施策体系別計画

施策の体系	41
<基本的方向1>市民の理解と協働のある地域共生社会の実現	42
<基本的方向2>情報が得やすく権利が守られる仕組みづくりの推進	47
<基本的方向3>自立した生活ができる環境整備	52
<基本的方向4>障がいのある児童が自分らしく成長するための支援の充実	60
<基本的方向5>みんなが元気で健康に暮らせるサービスの充実	65
<基本的方向6>安心と安全な環境整備	70

第5章 障がい福祉計画(第6期)

1. 成果目標	75
2. 障害福祉サービスの体系と内容	78
3. 活動指標	80

第6章 障がい児福祉計画(第2期)

1. 成果目標	91
2. 障がい児福祉サービスの体系と内容	92
3. 活動指標	93

資料編

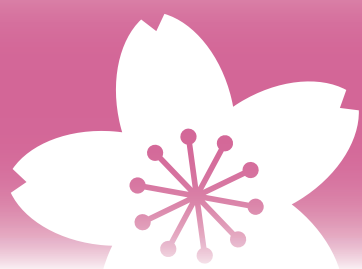
1. 障がい者計画等策定委員会委員名簿	97
2. さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会委員名簿	98
3. さくら市障がい者計画策定経過	99
4. 用語集	100

「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、「障がい」という言葉が人や人の状態を表す場合、「障がい」と表記しています。

これは、「害」の漢字を人に対して使用することが、障がい者への差別や偏見を助長する可能性を考慮したものであり、障がい者の人権を尊重し、市民の障がい者への理解を深めることを目的としたものです。

ただし、国や県が定めた法律の用語や団体等の固有名詞は、元の表記に合わせて「障害」と表記しているので、本計画では「障害」と「障がい」の表記が混在しています。



總論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、わが国の障がい者施策は障がいや難病等の多様化、複雑化により、大きく変化しています。平成23年8月、「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことや、障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮等の概念が盛り込まれました。また、平成25年4月には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という)」に改められ施行されました。同法では、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を図ることを目的とする基本理念を掲げています。

平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置等について定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という)」が施行されました。また、平成30年4月施行の改正障害者総合支援法では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとしています。また、平成30年3月策定の国の「第4次障害者基本計画」では、基本的方向として、「2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア(社会的障壁)除去をより強力で推進」、「障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保」、「障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進」、「着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実」等が盛り込まれています。

本市においては、平成27年度に障害者基本法に基づく「さくら市障がい者福祉計画(平成28年度～令和2年度)」を策定して、従来の「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」に加え、新たに「ソーシャルインクルージョン」を本市の基本理念とし、障がい福祉についての施策を総合的・計画的に推進してきました。また、平成29年度に「障害者総合支援法」に基づく「さくら市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画(平成30年度～令和2年度)」を策定し、障害福祉サービスの見込み量の確保方策を定めてきました。

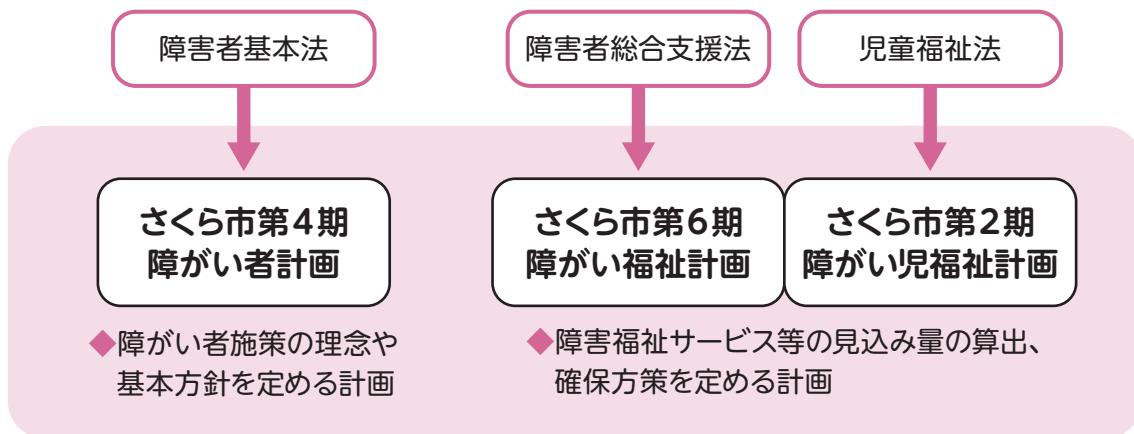
このたび、同計画の策定期間が終了することに伴い、これまでの取り組みに加え、国の新たな障がい者施策の動向を踏まえ、本市のさらなる障がい者施策の推進のため、「さくら市第4期障がい者計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

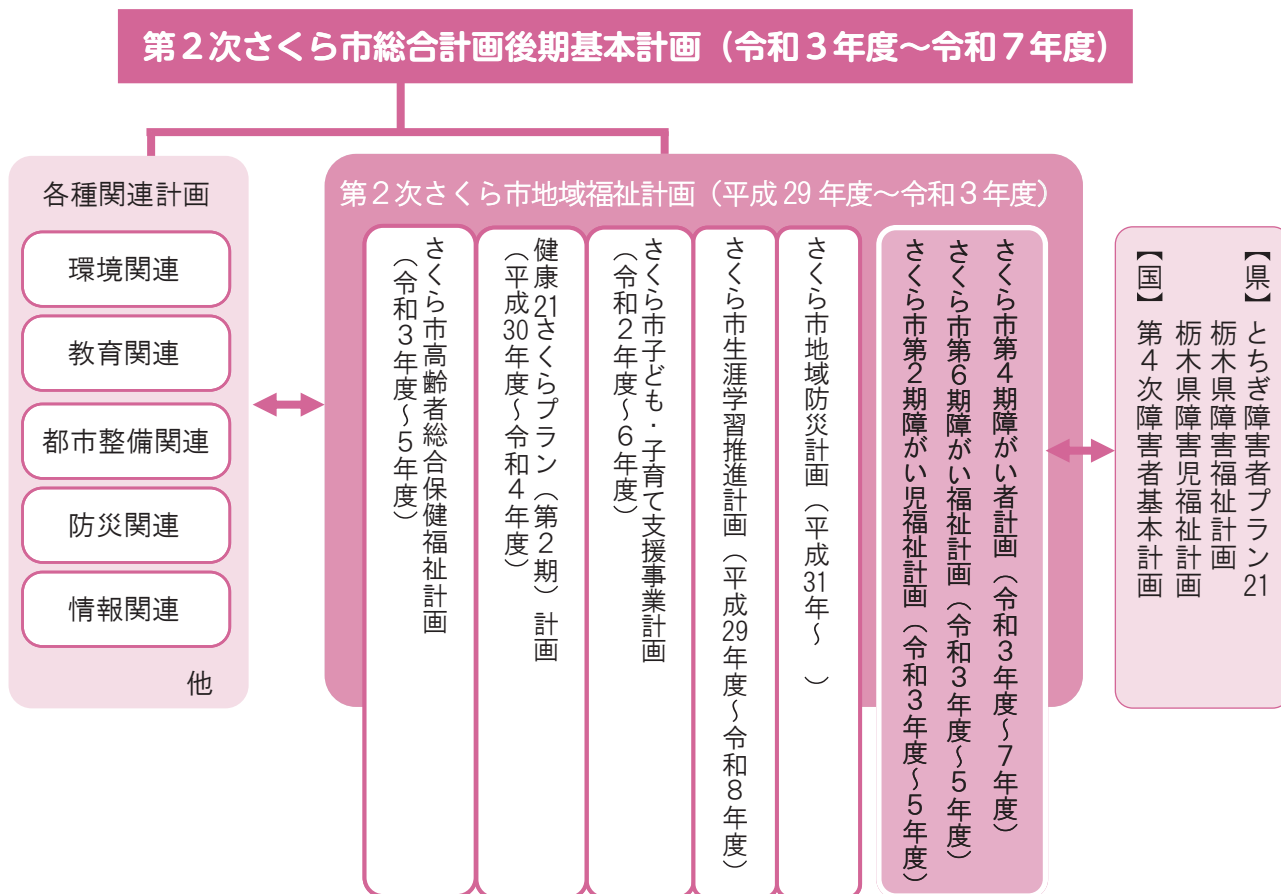
「さくら市第4期障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるためのものです。

「さくら市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく、「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービスや障がい児支援等の見込み量や必要量確保のための方策等を定める計画です。障がい者(児)の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、両計画について整合性をもって総合的に策定します。



(2) 各種計画における位置づけ

本計画は、本市の最上位計画の「第2次さくら市総合計画後期基本計画(令和3年度～令和7年度)」をはじめ、福祉の上位計画となる「さくら市地域福祉計画」の部門計画として、また、各種関係計画と調和を保った計画として策定します。



3. 計画の期間

本計画の期間は、第4期障がい者計画が令和3年度から令和7年度までの5か年、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

ただし、国や県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者計画		第3期					第4期					
障がい福祉計画	第4期		第5期			第6期			第7期			
障がい児福祉計画			第1期			第2期			第3期			

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内の障がい当事者団体、障害福祉サービス提供事業所を対象にしたアンケート調査やパブリックコメントの実施等により、本市の障がい者施策に関する意見や現状を把握しました。さらに、策定委員会、幹事会及び地域自立支援協議会で計画の内容や今後の障がい者施策についての審議を重ねました。

(1) さくら市障がい者計画等策定委員会

保健及び福祉関係者、障がい当事者団体代表者、教育関係者、行政関係者による委員会を設置し、計画内容の検討を行いました。

(2) さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会

障がい者支援に係る庁内関係各課及び相談支援事業者による幹事会を設置し、計画内容の検討を行いました。

(3) さくら市地域自立支援協議会

指定相談支援事業者、障害福祉サービス等に従事する者、保健医療従事者、警察・司法関係者、学識経験者、社会福祉協議会、障がい当事者団体等と関係行政機関により設置している協議会において計画の内容の検討を行いました。

(4) 市民意向の把握

① 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

令和2年度において、障がい者及び市民一般、障がい当事者団体、障害福祉サービス提供事業所への調査を実施しました。

② パブリックコメントの実施

第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

5. 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進

計画の進行にあたっては、行政、地域・家庭・学校、障がい当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等が連携・協働し、それぞれ適切な役割分担のもとに障がい者福祉施策を進めることが必要です。

①市の役割

- ・ 地域における障がい者福祉を推進する主体として、障がい者等のニーズの把握に努めるとともに、国、県、近隣市町等と連携しながら、地域の実情に合ったきめ細やかな施策を計画的に進めます。
- ・ 計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

②地域・家庭・学校の役割

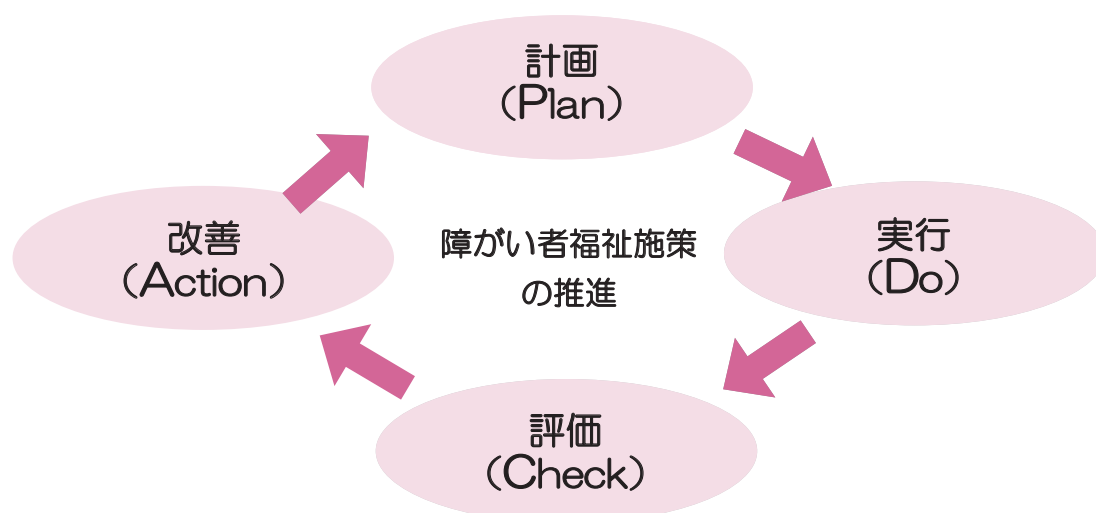
- ・ 地域や家庭、学校等で、障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、地域でともに支えながら暮らしていける環境づくりを進める必要があります。
- ・ 障がい者が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進める必要があります。

③障がい当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等の役割

- ・ 障がい当事者団体は、障がい者の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため、自主的な活動を展開していく必要があります。
- ・ 障害福祉サービス提供事業所は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がい者の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努める必要があります。
- ・ 企業は、障がい者の雇用を積極的に進めるとともに、障がい者に配慮した職場環境づくりに取り組む必要があります。

(2) 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」に基づき、進行管理及び見直しを行います。さら市地域自立支援協議会や関係機関に意見をいただきながら、評価及び改善を十分に行い、施策に反映させることで、基本理念・基本目標に沿った実効性の高い計画を目指します。



第2章 本市の障がい者を取り巻く現状

1. 本市の概況

(1) 本市の位置と地勢

本市は、栃木県の中央部のやや北東に位置し、宇都宮市、大田原市、矢板市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町と隣接しています。鬼怒川の東岸に位置し、関東平野と那須野が原台地との間の数条の丘陵部を範囲とする、清流と緑の自然に恵まれた地域です。平成17年3月に旧氏家町と旧喜連川町が合併し、現在のさくら市が誕生しました。

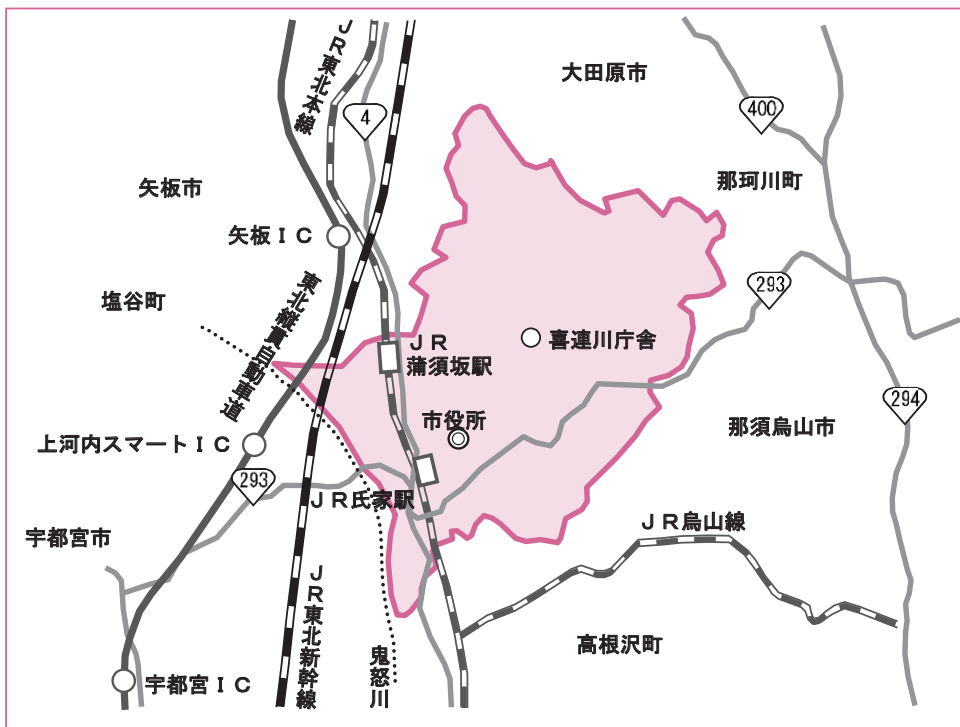
交通は、東京都から直線距離で約120kmにあり、東北縦貫自動車道、国道4号、国道293号、JR東北本線等が通っています。

温泉観光をはじめ、丘陵の緑、清流等の豊かな自然、城下町や宿場町としての歴史、ゴルフ場等の豊富な観光資源を有し、首都圏からの身近な観光地として位置しています。

■ さくら市の位置図



■ さくら市の概略図

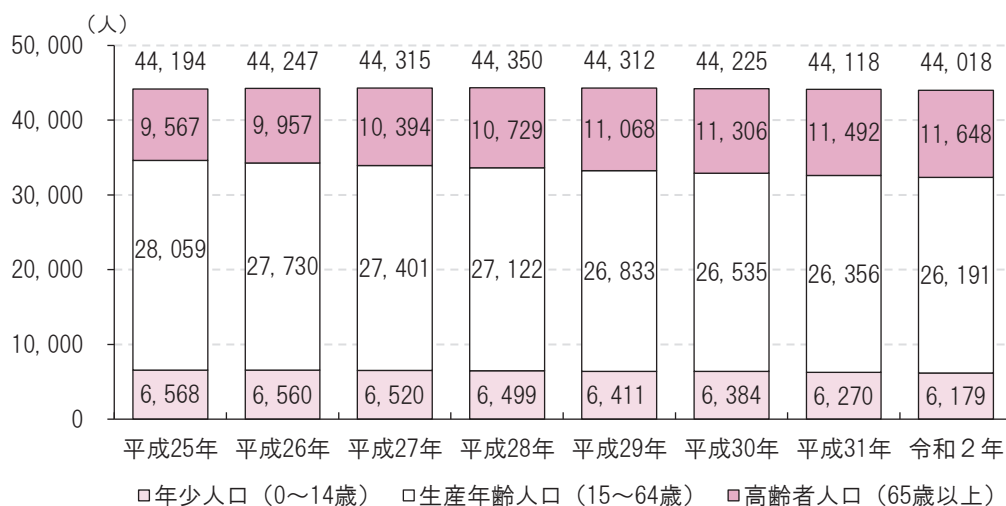


(2)人口、世帯の推移

本市の総人口は増加傾向にありましたが、平成28年をピークに減少に転じ、令和2年まで減少が続いています。高齢者人口は増加が続いている一方、生産年齢人口、年少人口は減少が続いており、高齢化の傾向が年々強くなっています。

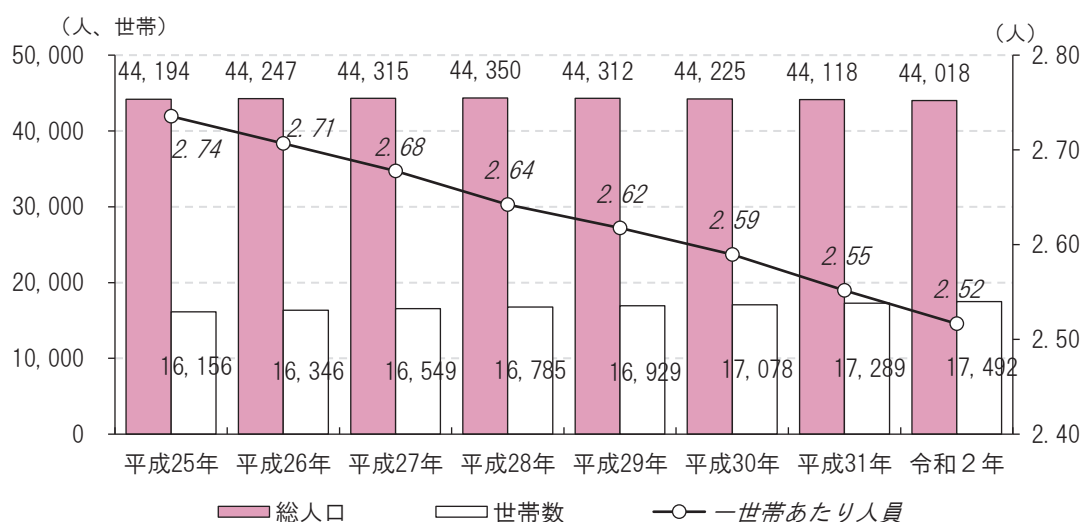
世帯数は増加が続いており、それに伴い、一世帯あたり人員は低下し続けています。

年齢三区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在、外国人含む）

総人口、世帯数、一世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在、外国人含む）

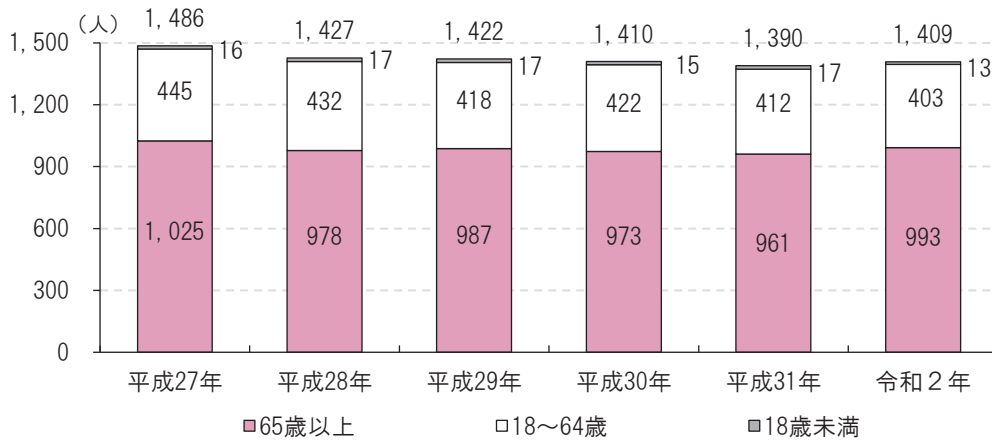
(3) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は1,400人台で減少傾向にありましたが、令和2年では前年より19人増加し、1,409人となっています。年齢別にみると65歳以上が900人台で推移しており、令和2年では993人となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数は4級が最も多く402人で約3割を占めています。次いで、1級(366人)、2級(236人)、3級(207人)の順で多くなっています。

障がいの区分は肢体不自由が最も多く763人、次いで内部障がいが361人となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移



単位：人、%

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
手帳所持者数	1,486	1,427	1,422	1,410	1,390	1,409
18歳未満	16	17	17	15	17	13
18~64歳	445	432	418	422	412	403
65歳以上	1,025	978	987	973	961	993
総人口	44,315	44,350	44,312	44,225	44,118	44,018
対人口比 (%)	3.35	3.22	3.21	3.19	3.15	3.20

資料：福祉課（各年4月1日現在、外国人含む）

等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人、%

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	26	18	3	6	8	5	66
聴覚・平衡	0	43	18	48	0	28	137
音声・言語・そしゃく	0	0	8	9	0	0	17
肢体不自由	82	157	137	230	104	53	763
内部	223	1	33	104	0	0	361
複合	35	17	8	5	0	0	65
合計	366	236	207	402	112	86	1,409
構成比 (%)	26.0	16.7	14.7	28.5	7.9	6.1	100.00

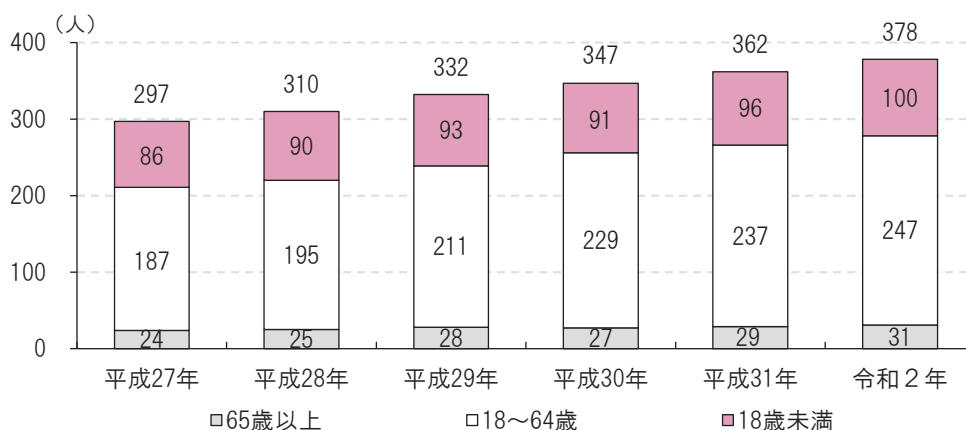
資料：福祉課（令和2年4月1日現在、外国人含む）

(4)療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は年々増加しており、令和2年では前年より16人増加し、378人となっています。年齢別にみると平成31年からすべての年代で増加し続けています。

程度別年齢別療育手帳所持者数は、B1(中度)が110人、B2(軽度)が129人とともに100人以上と多く、約3割を占めています。

年齢別療育手帳所持者数の推移



単位：人、%

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
手帳所持者数	297	310	332	347	362	378
18歳未満	86	90	93	91	96	100
18~64歳	187	195	211	229	237	247
65歳以上	24	25	28	27	29	31
総人口	44,315	44,350	44,312	44,225	44,118	44,018
対人口比(%)	0.67	0.70	0.75	0.78	0.82	0.86

資料：福祉課（各年4月1日現在、外国人含む）

程度別年齢別療育手帳所持者数

単位：人、%

	A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
手帳所持者数	46	93	110	129	378
18歳未満	7	23	13	57	100
18~64歳	36	56	85	70	247
65歳以上	3	14	12	2	31
構成比(%)	12.2	24.6	29.1	34.1	100.0

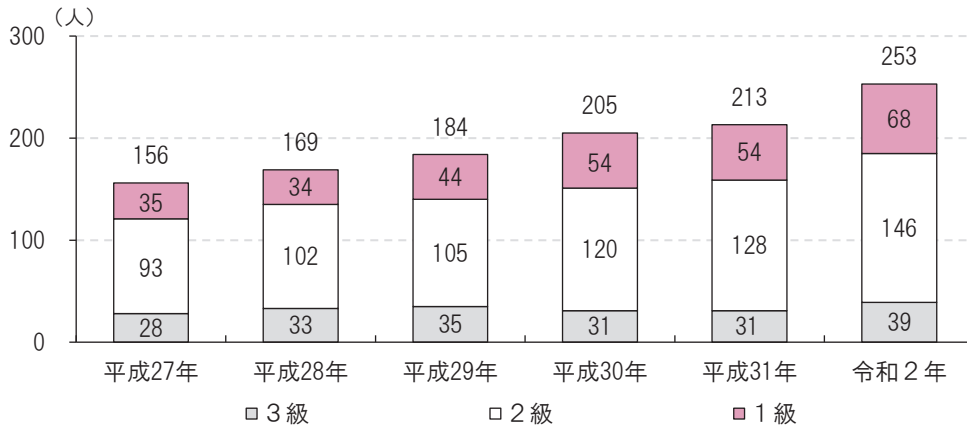
資料：福祉課（令和2年4月1日現在、外国人含む）

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和2年では前年より40人増加し、253人となっています。等級別にみると令和2年では2級が146人と最も多く、年々増加し続けています。

自立支援医療(精神通院医療)受給者数も年々増加しており、令和2年では前年より44人増加し、489人となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



単位：人、%

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
手帳所持者数	156	169	184	205	213	253
1級	35	34	44	54	54	68
2級	93	102	105	120	128	146
3級	28	33	35	31	31	39
総人口	44,315	44,350	44,312	44,225	44,118	44,018
対人口比 (%)	0.35	0.38	0.42	0.46	0.48	0.57

資料：福祉課（各年4月1日現在、外国人含む）

自立支援医療（精神通院医療）受給者数

単位：人、%

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
受給者数	359	378	408	427	445	489
総人口	44,315	44,350	44,312	44,225	44,118	44,018
対人口比 (%)	0.81	0.85	0.92	0.97	1.01	1.11

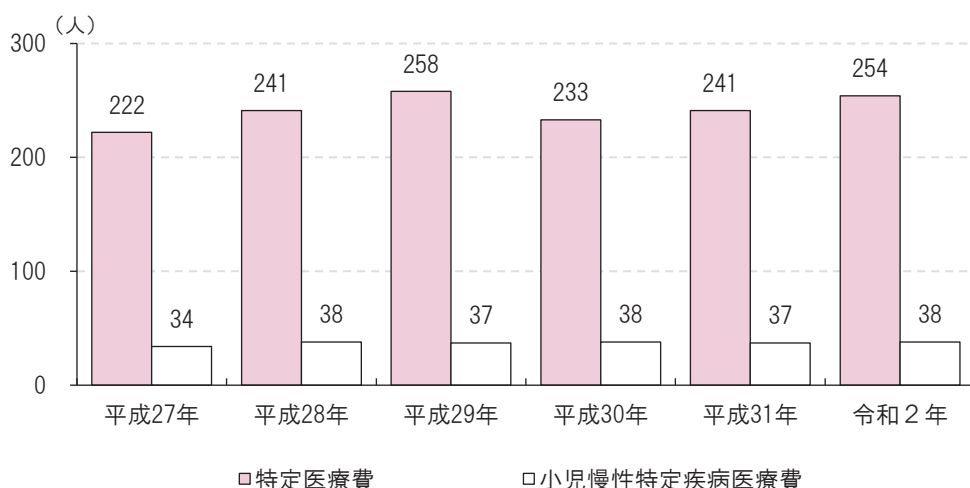
資料：福祉課（各年4月1日現在、外国人含む）

(6) 難病と特定医療費受給者数の推移

本市の難病患者で、特定医療費受給者証交付者数は平成30年から令和2年まで増加が続いています。小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者数は30人台で横ばいとなっています。

障害者総合支援法による福祉サービスや相談支援等の対象となる疾病は増加しており、令和元年7月から361疾病となっています。今後も指定難病が追加されることで、特定医療費(指定難病)受給者証交付者数の増加が見込まれ、障害福祉サービスを利用するための障害支援区分の認定者の増加も予想されます。

特定医療費受給者証・小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者数の推移



単位：人、%

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
受給者証交付者数	256	279	295	271	278	292
特定医療費	222	241	258	233	241	254
小児慢性特定疾病医療費	34	38	37	38	37	38
総人口	44,315	44,350	44,312	44,225	44,118	44,018
対人口比 (%)	0.58	0.63	0.67	0.61	0.63	0.66

資料：福祉課（各年4月1日現在、外国人含む）

(7) 自立支援給付、地域生活支援事業の利用状況

① 自立支援給付の利用状況

障害者総合支援法に基づく自立支援給付のうち、「介護給付」に係る障害福祉サービスを利用するには、認定調査及び医師の意見書により、サービスの必要性を総合的に判断し、障害支援区分の認定を行います。一方、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援といった「訓練等給付」に係る障害福祉サービスや相談支援を利用する場合、また、障がい児の場合は障害支援区分の認定を受ける必要はなく、サービスを利用することができます。

障害福祉サービスの利用状況について、介護給付では、平成28年をピークに減少が続いていましたが、令和2年は前年よりも2人増加し、172人となっています。訓練等給付では、平成27年から増加が続いており、令和2年では164人となっています。

障害児通所給付は平成27年から増加が続いており、令和2年では前年よりも32人増加し、163人となっています。

障害福祉サービスの利用状況

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
障害福祉サービス	290	325	326	321	322	336
介護給付	176	197	195	181	170	172
訓練等給付	114	128	131	140	152	164
障害児通所給付	28	39	72	97	131	163

資料：福祉課（各年4月中の利用者数）

② 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の利用状況について、相談支援事業では平成30年度以降は増加傾向にあり、令和元年度では前年よりも37人増加し、279人となっています。日中一時支援事業では、平成27年度から減少が続いており、令和2年では前年よりも4人減少し、23人となっています。

地域生活支援事業の利用状況

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談支援事業	140	204	203	242	279
意思疎通支援事業	9	7	6	8	8
手話奉仕員養成研修事業	23	18	11	10	8
移動支援事業	11	8	11	4	7
福祉ホーム事業	5	5	5	5	4
日中一時支援事業	41	36	31	27	23

資料：福祉課（各年度末現在）

③障害支援区分別人数

障害支援区分1から6の合計は増加傾向にあり、令和2年では前年よりも7人増加し、164人となっています。164人中「区分6」が52人と最も多く、増加が続いています。

障害支援区分別人数の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
児童	11	9	11	7	7	7
区分なし	67	71	75	86	94	110
区分計	134	145	150	161	157	164
区分1	3	4	2	0	0	0
区分2	13	10	10	11	12	10
区分3	23	21	20	26	20	23
区分4	32	34	41	43	43	45
区分5	30	34	31	32	34	34
区分6	33	42	46	49	48	52
合計	212	225	236	254	258	281

資料：福祉課（各年4月末日現在）

④障害支援区分と利用できるサービス

介護給付に該当する指定障害福祉サービスには、一定の障害支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。下表の「○」の部分がサービスの利用可能な障害支援区分です。

障害支援区分と利用できるサービス

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護(ホームヘルプ)	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○
生活介護	×	×	○※2	○	○	○	○
療養介護	×	×	×	×	×	○※1	○
施設入所支援	×	×	×	○※3	○	○	○
短期入所(ショートステイ)	×	○	○	○	○	○	○

※1 筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者は、区分5でも利用可能です。

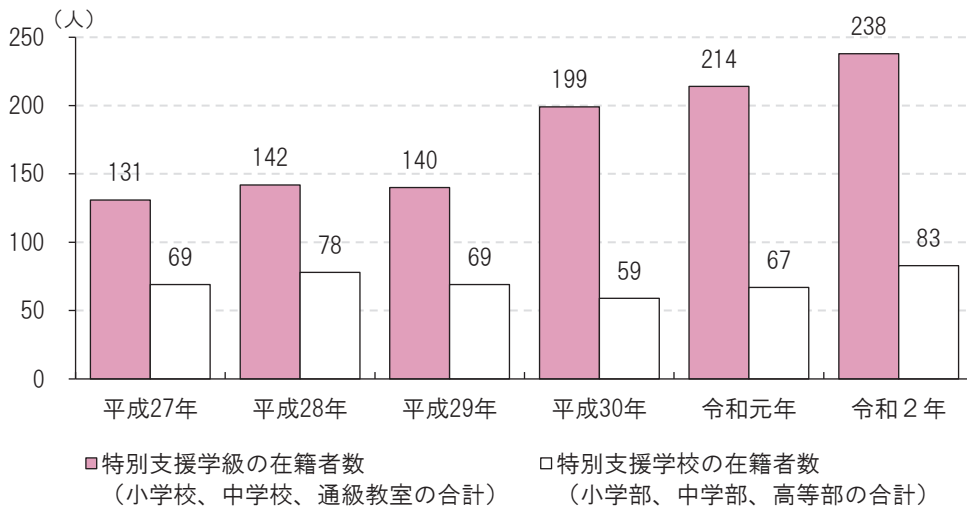
※2 50歳以上は区分2でも利用可能です。

※3 50歳以上は区分3でも利用可能です。

(8) 学校教育の状況

特別支援学級の児童・生徒数は、平成30年から増加が続いており、令和2年は238人と前年と比べ、24人の増加となっています。特別支援学校児童・生徒数は令和2年で83人と前年と比べ、16人の増加となっています。

特別支援学級・特別支援学校の児童・生徒数の推移



資料：学校教育課・福祉課（各年4月末日現在）

(9) 特別支援学校卒業生の進路状況

特別支援学校卒業生の進路は、平成28年度から令和元年度までの累計で、「就職」が8人、「福祉施設通所・在宅等」が23人となっています。

特別支援学校卒業生の進路状況

単位：人

区分	進学	専修学校等 入学	就職	福祉施設 通所・在宅等	その他
平成28年度卒業生	0	0	6	5	0
平成29年度卒業生	0	0	2	9	3
平成30年度卒業生	0	0	0	2	1
令和元年度卒業生	0	0	0	7	0
合計	0	0	8	23	4

資料：福祉課（各年4月中の実利用者数）

2. 障がい者の福祉に関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

① 調査の方法

○調査対象者：

- ①障がい当事者調査/本市に居住している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)受給者証所持者、指定難病患者見舞金受給者
- ②一般市民調査/本市に居住している人を無作為抽出
- ③障害福祉サービス提供事業所調査/本市において、障害福祉サービスを提供している事業所
- ④障がい当事者団体調査/本市において、障がい当事者活動を行っている団体

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○調査期間：令和2年7月13日～7月31日

② 回収状況

○配布・回収状況：

	配布数	回収数	回収率
①障がい当事者調査	2,000 通	1,095 通	54.8%
②一般市民調査	1,000 通	441 通	44.1%
③障害福祉サービス提供事業所調査	14 通	8 通	57.1%
④障がい当事者団体調査	2 通	2 通	100.0%
合計	3,016 通	1,546 通	51.3%

③ 調査結果の見方

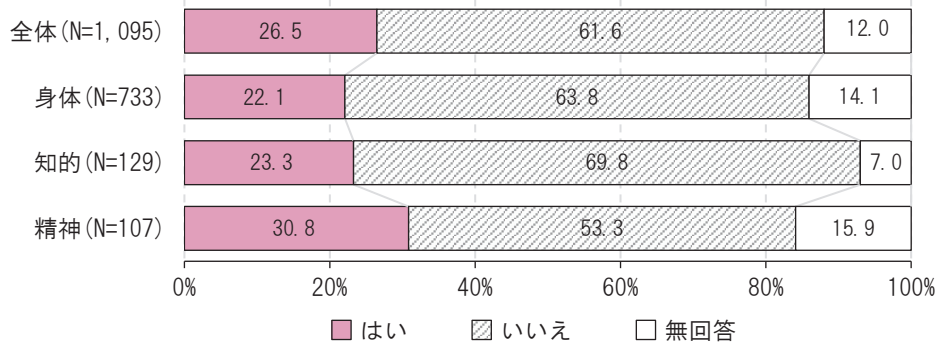
- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。
- 「N」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数(該当質問においては該当者数)を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第2位以下を四捨五入、小数第1位までを表記します。このため、すべての割合の合計が100%にならないことがあります。
また、複数回答(2つ以上選ぶ問)の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または、回答者が皆無であることを表します。
図表の記載にあたり調査票の設問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。

(2) 調査結果の概要

① 障がい者の就労について

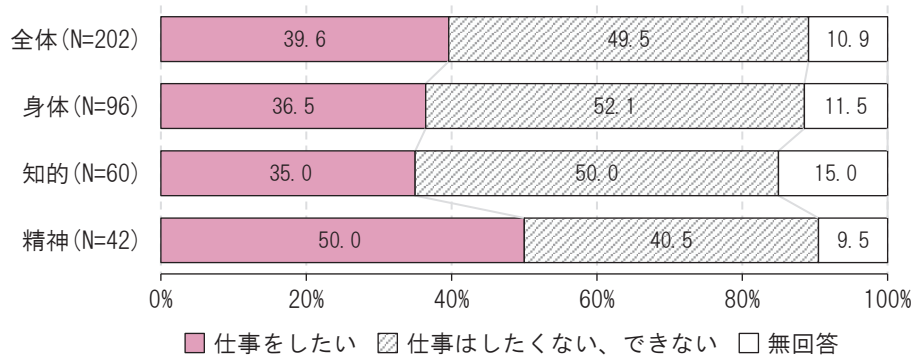
収入を得る仕事をしていますかとの問いに、全体で「はい」が26.5%、「いいえ」が61.6%となっています。障がい種別にみると、身体、知的は「はい」がやや低くなっています。

収入を得る仕事の有無（障がい当事者：R2）



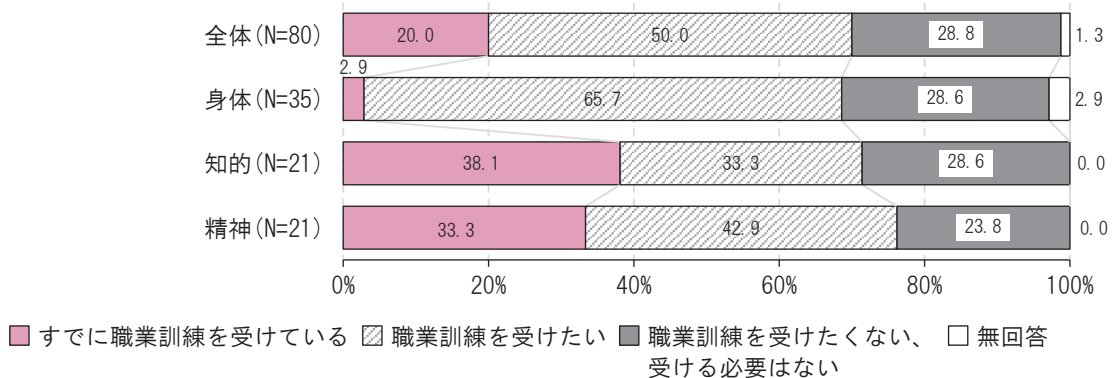
就労意向の有無は、全体で「仕事をしたい」が39.6%、「仕事はしたくない、できない」が49.5%となっています。障がい種別にみると、精神は「仕事をしたい」が50.0%と高くなっています。

就労意向の有無（障がい当事者：R2）



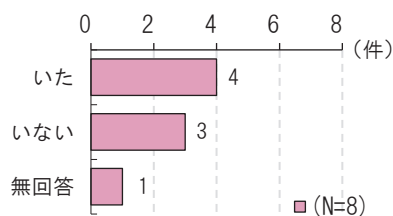
職業訓練等の受講意向の有無は、全体で「職業訓練を受けたい」が50.0%、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が28.8%となっています。障がい種別にみると、身体は「職業訓練を受けたい」が65.7%と高くなっています。

職業訓練等の受講意向の有無（障がい当事者：R2）



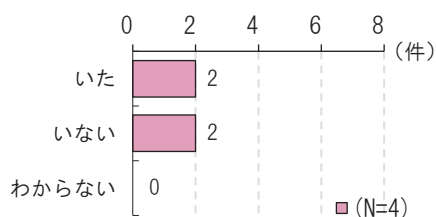
一般就労をした利用者の有無は、回答のあった8件の事業所で「いた」が4件、「いない」が3件となっています。

一般就労をした利用者の有無（障害福祉サービス提供事業所：R2）



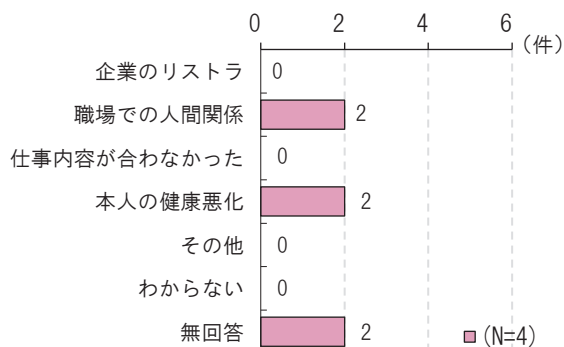
一般就労をした利用者の離職の有無は、就労者のいる4件の事業所で「いた」が2件、「いない」が2件となっています。

一般就労をした利用者の離職の有無（障害福祉サービス提供事業所：R2）



一般就労をした利用者の離職の理由は、「職場での人間関係」が2件、「本人の健康悪化」が2件となっています。

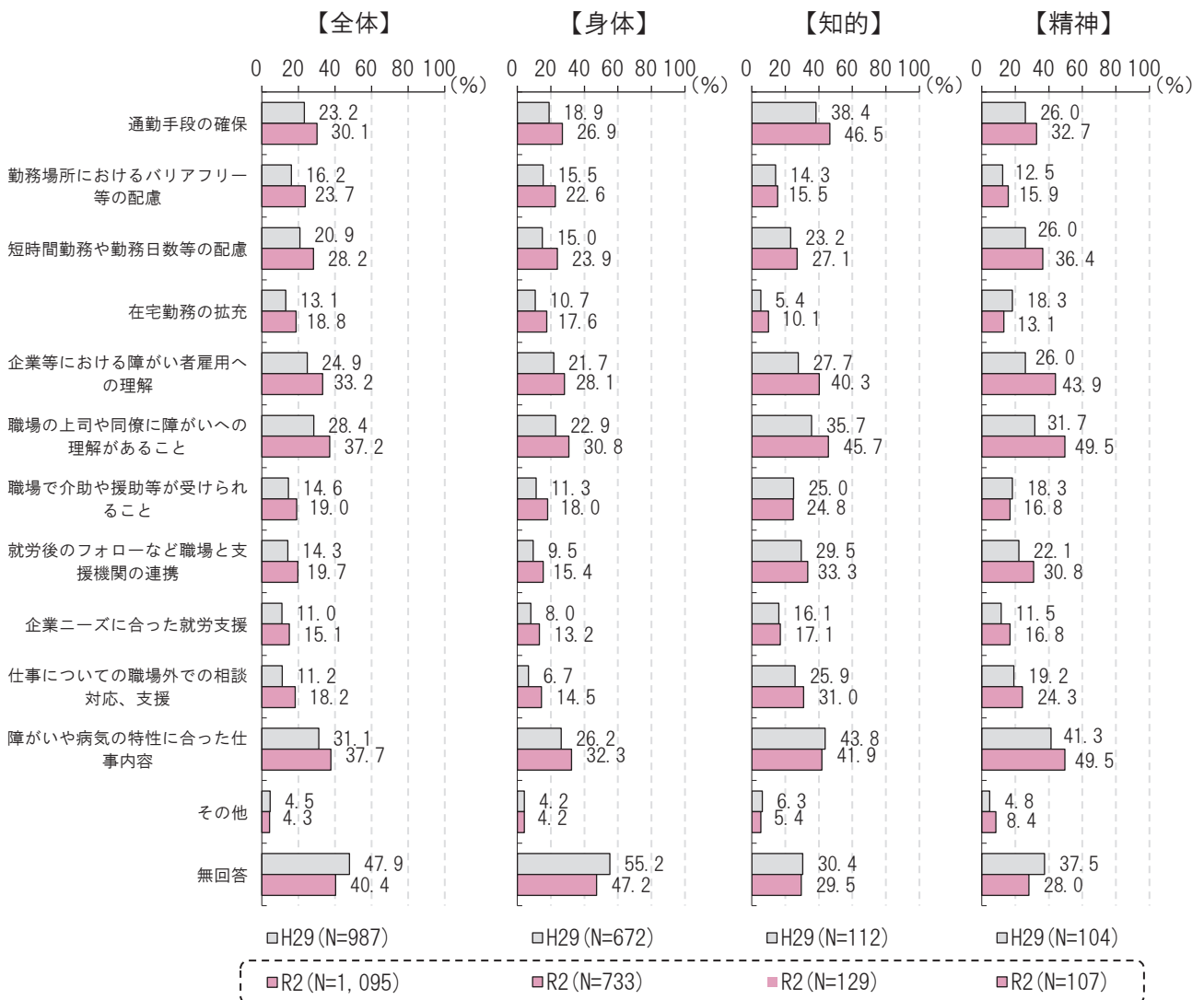
一般就労をした利用者の離職の理由（障害福祉サービス提供事業所：R2）



障がいのある人への就労支援として必要だと思うものは、全体では「障がいや病気の特性に合った仕事内容」が37.7%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が37.2%となっており、いずれも平成29年の調査と比べ、上昇しています。

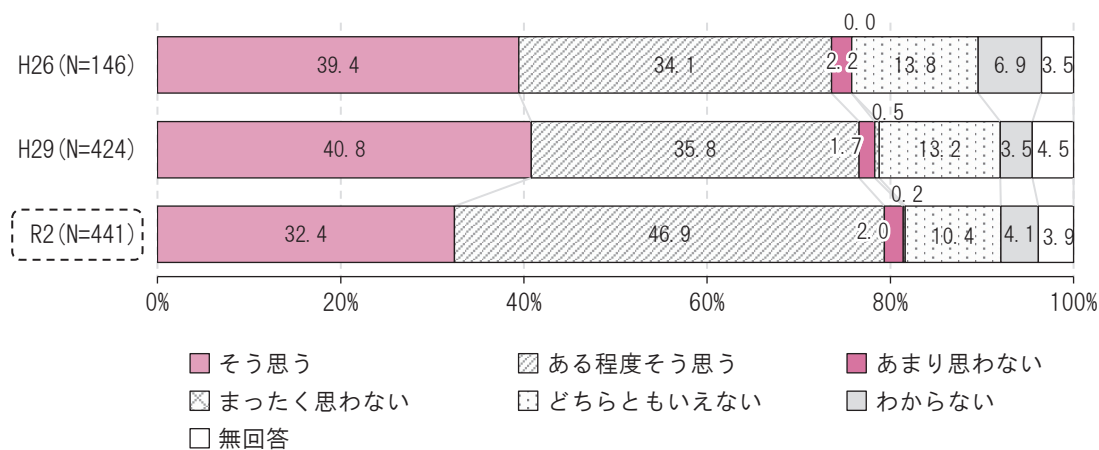
障がい種別にみると、「企業等における障がい者雇用への理解」が知的、精神ともに4割以上と高く、いずれも平成29年の調査と比べ、上昇しています。

障がいのある人への就労支援として必要だと思うもの（障がい当事者）



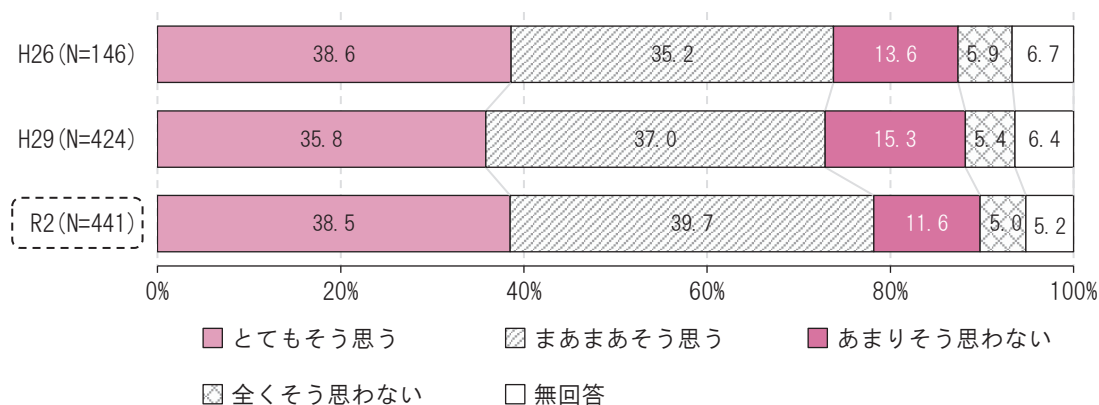
障がい者がもっと雇用されるべきかについて、「そう思う」、「ある程度そう思う」を合わせた意見は79.3%と約8割を占め、年々上昇しています。

障がい者がもっと雇用されるべきか（一般市民）



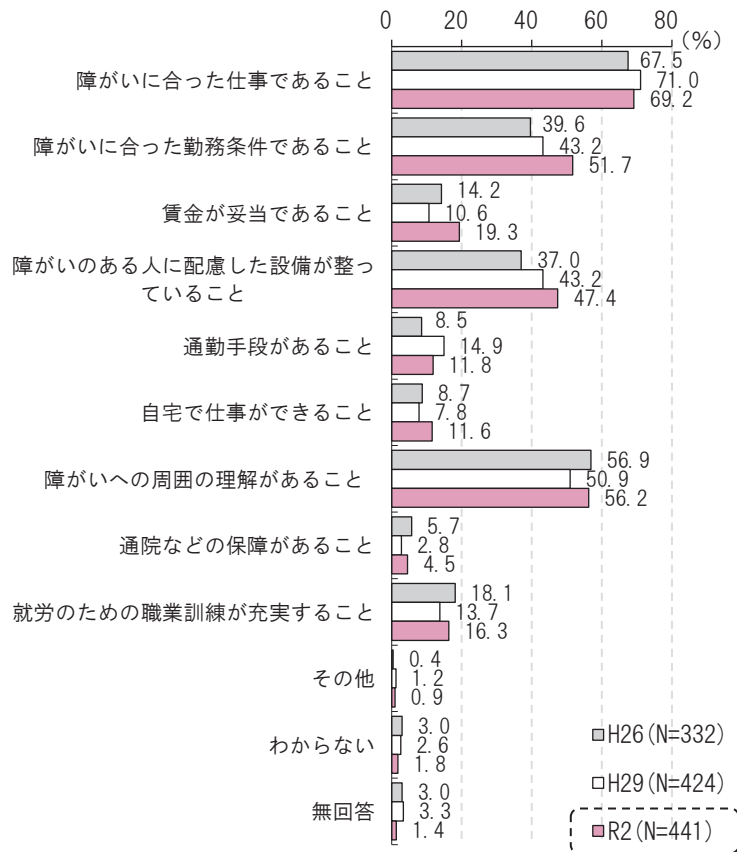
障がい者が職場にいても気にしないかについて、「とてもそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせた意見は78.2%と約8割を占め、平成29年の調査と比べ、上昇しています。

障がい者が職場にいても気にしないか（一般市民）



障がい者が働くために必要なことは、「障がいにあった仕事であること」が69.2%と最も高く、次いで「障がいへの周囲の理解があること」が56.2%、「障がいにあった勤務条件であること」が51.7%となっています。「障がいにあった勤務条件であること」、「障がいのある人に配慮した設備が整っていること」はいずれも年々上昇しています。

障がい者が働くために必要なこと（一般市民）



一般就労実現のために必要な支援・制度（障害福祉サービス提供事業所：R2）

1	・一般企業に対しての障がい者の理解・説明・雇用の重要性。受入体制の方法。
2	・当事者にとっても支援者にとっても減算などのマイナス要素の強い制度ではなく、特性に合わせた期間設定をして、就職したら当事者、支援者、企業みんながwin-winで継続してモチベーションが維持できるようなプラス要素の強い支援、制度があるとよい。
3	・受け入れ企業の理解と受け入れにあたっての工夫を促進する支援と制度の充実。
4	・企業側の理解と就労の義務化（法制化）。
5	・ビジネスマナーの習得、履歴書の書き方や面接の練習、コミュニケーション能力等習得、就労意欲向上のための支援。 ・就職後の職場定着のための支援。
6	・人員拡充による機能強化。人員不足のため就労支援に時間を要している。

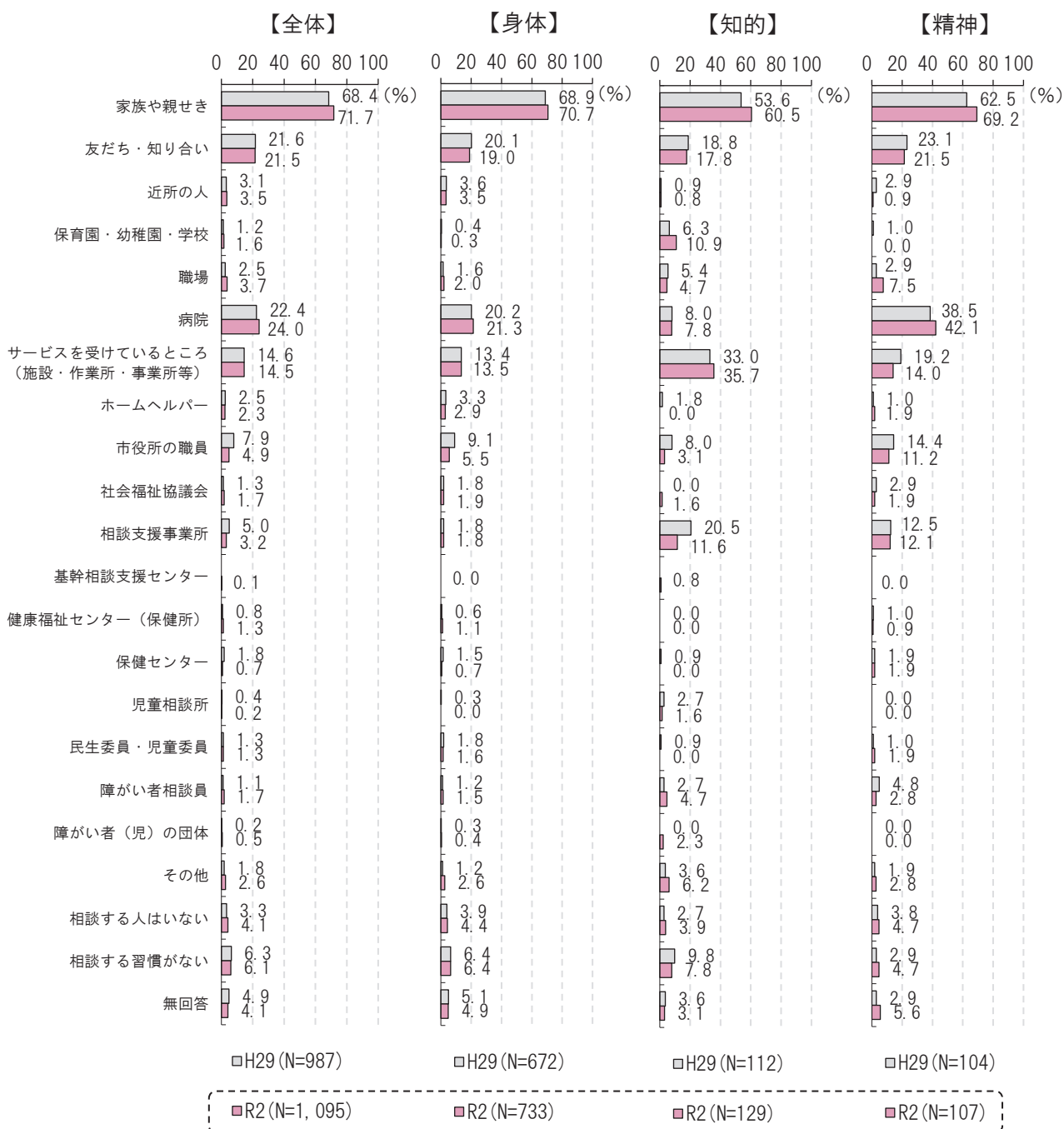
※8件の施設のうち記述のあった6件を掲載、左端の番号は施設の特定を避け、記載のあった件数を表すため便宜的に設定しています。（以下同様）

②相談先・情報入手先について

悩みや困りごとの相談先は、全体で「家族や親せき」が71.7%と最も高く、次いで「病院」が24.0%となっており、いずれも平成29年の調査と比べ、上昇しています。

障がい種別にみると、「病院」は精神で42.1%と高く、平成29年の調査と比べ、上昇しています。

悩みや困りごとの相談先（障がい当事者）

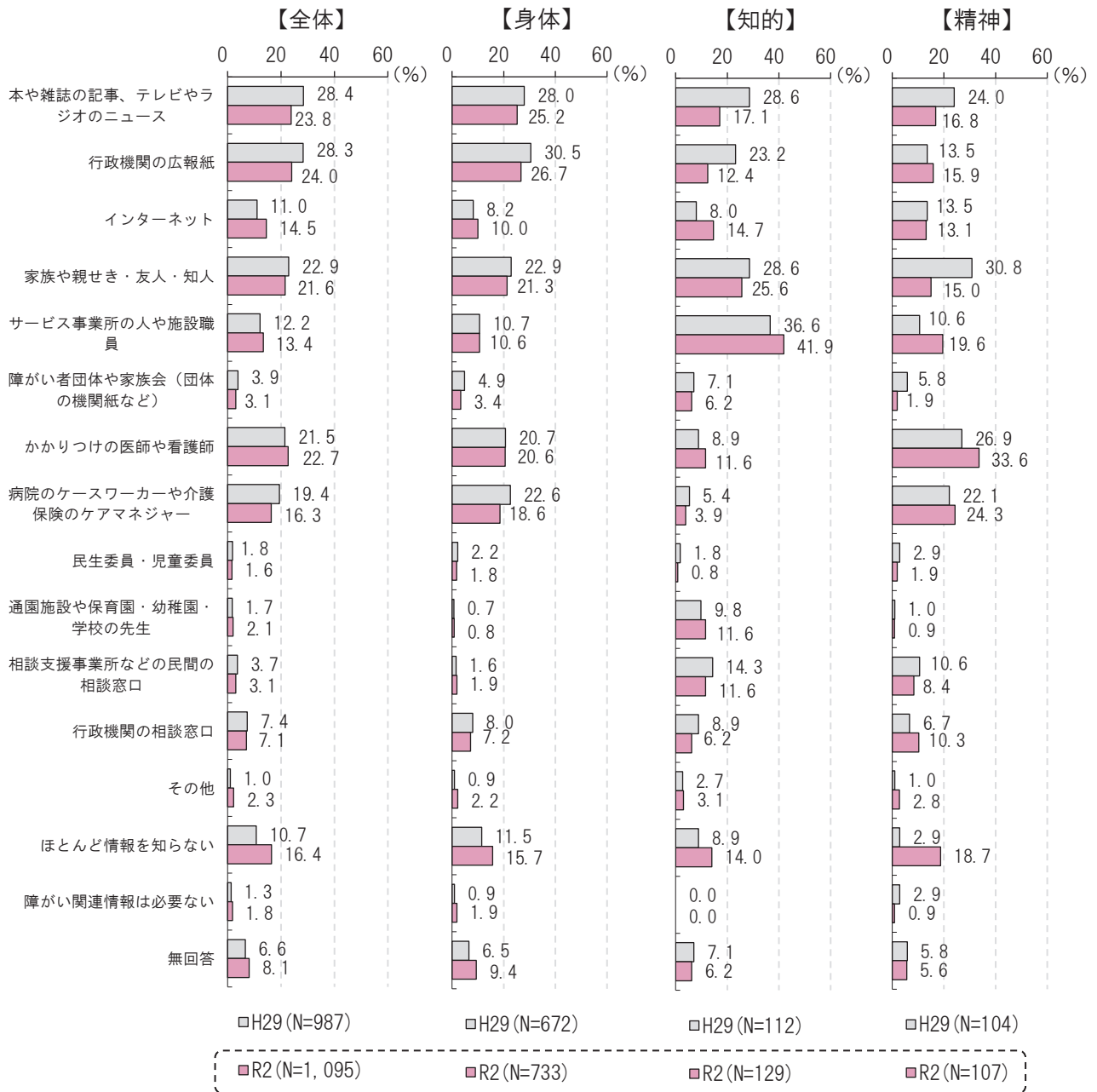


※「基幹相談支援センター」はH29年では設定されていません。

障がいや福祉サービスの情報入手先は、全体で「行政機関の広報紙」が24.0%と最も高く、次いで「本や雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が23.8%となっており、いずれも平成29年の調査と比べ、低下しています。一方、「ほとんど情報を知らない」は上昇しています。

障がい種別にみると、「ほとんど情報を知らない」はすべての障がいで平成29年の調査と比べ、上昇しており、特に精神で18.7%と高くなっています。

障がいや福祉サービスの情報入手先（障がい当事者）



障がい者施策（制度）の当事者や家族への周知の有無（障がい当事者団体：R2）

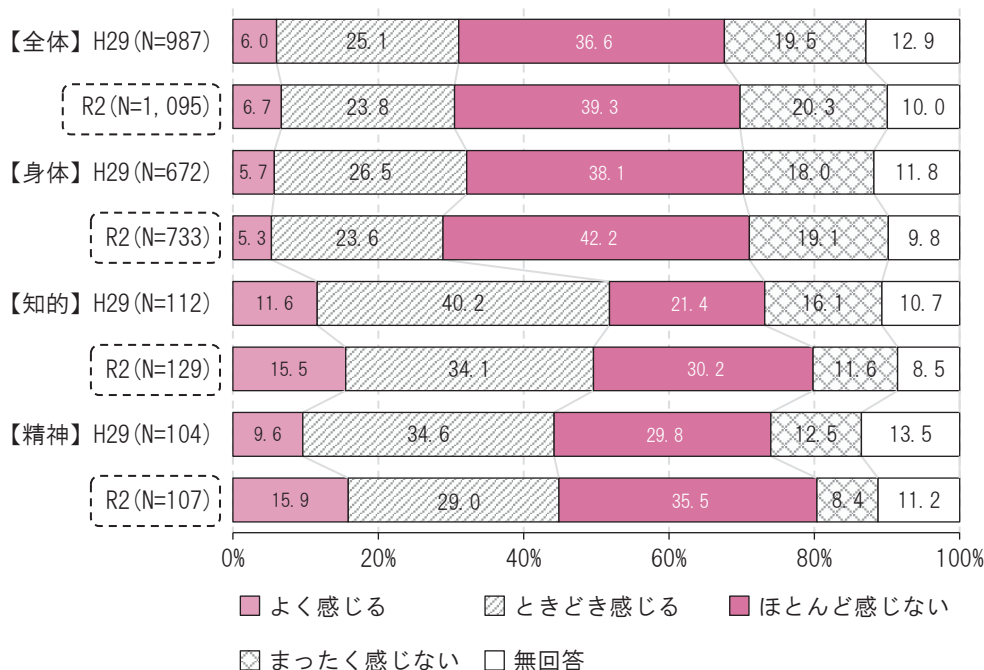
1	<ul style="list-style-type: none"> ・周知あり。 ・市の広報紙などから知り得ますが、施設のたよりや社協の広報紙が有力です。育成会や施設の交流会でも効果があるかと。しかし在宅医療者については情報がどのように届いているか育成会は知り得ません。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・周知あり。 ・さくら市だよりに情報を出してください。ホームページ等を活用し地域に情報よろしく。

③障がい者への理解・配慮について

日常生活で差別や偏見を感じるかについて、全体で「よく感じる」が6.7%、「ときどき感じる」が23.8%と合わせて、感じるという人が30.5%となっており、平成29年の調査(31.1%)と比べ、やや低下しています。

障がい種別にみると、感じるという人は知的で49.6%となっています。平成29年の調査と比べ、感じるという人は身体、知的では低下していますが、精神では上昇しています。

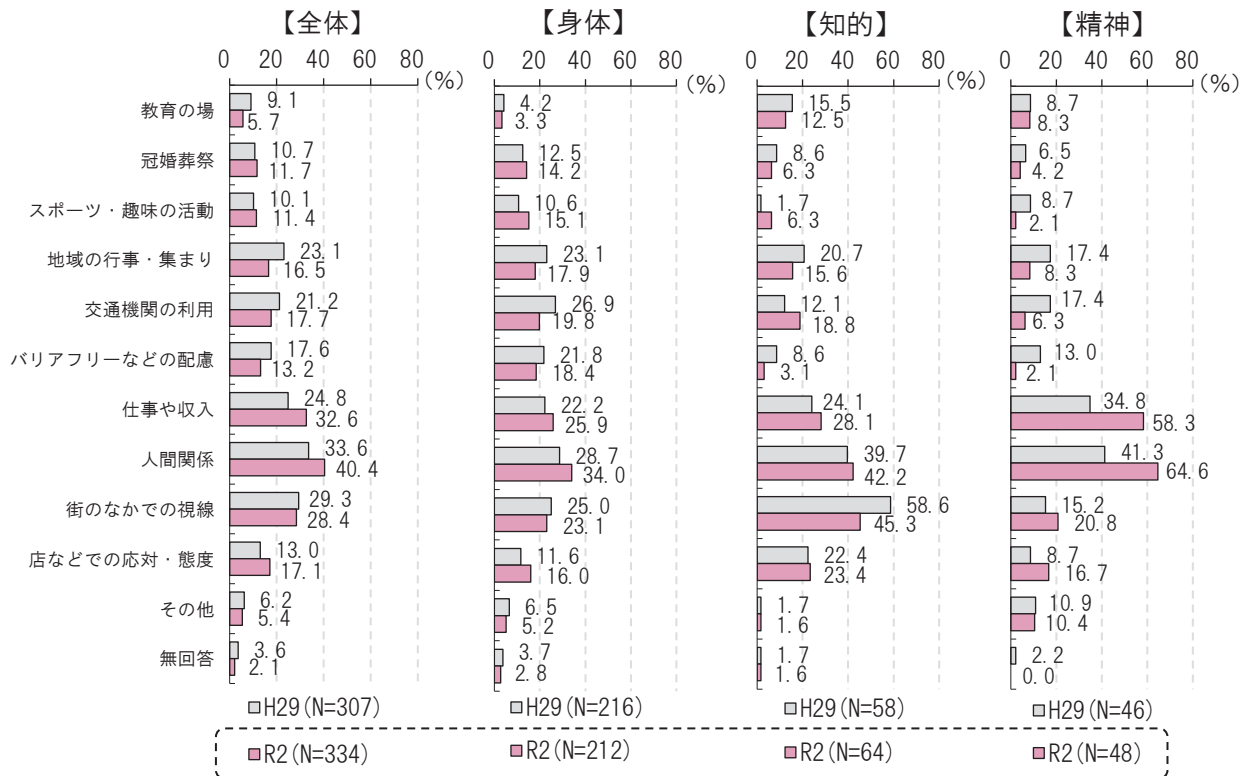
日常生活で差別や偏見を感じるか（障がい当事者）



差別や偏見を感じる場面・場所は、全体で「人間関係」が40.4%と最も高く、次いで「仕事や収入」が32.6%となっており、いずれも平成29年の調査と比べ、上昇しています。

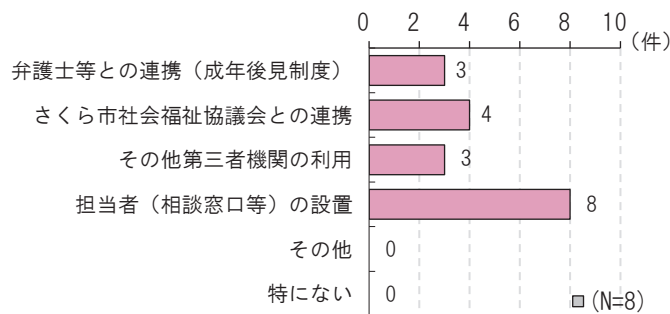
障がい種別にみると、精神は「人間関係」が64.6%、「仕事や収入」が58.3%と高く、いずれも平成29年の調査と比べ、上昇しています。

差別や偏見を感じる場面・場所（障がい当事者）



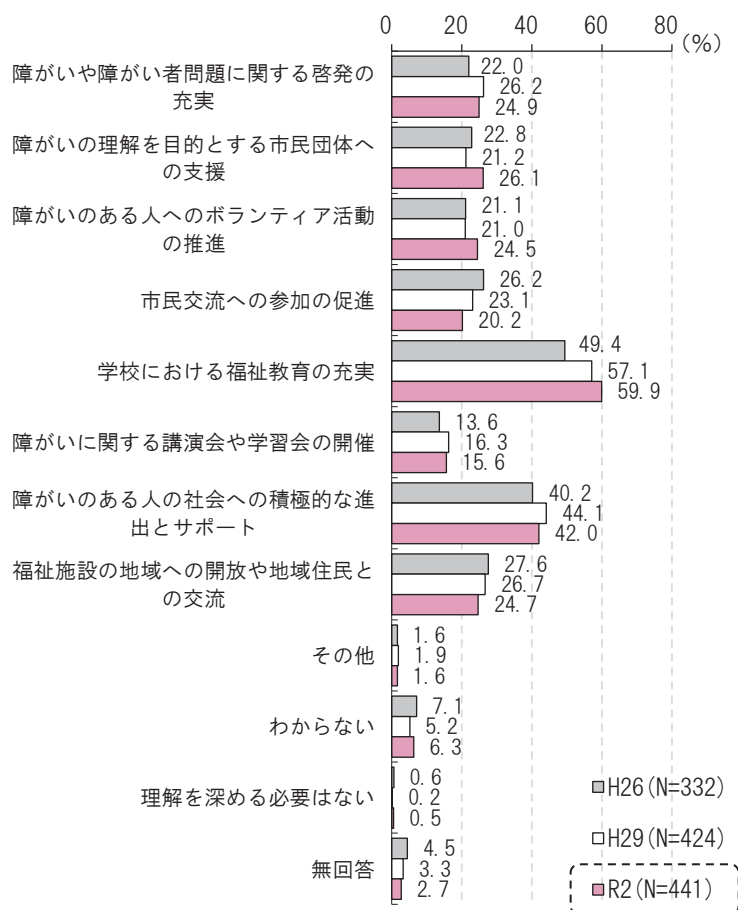
障がい者の権利擁護のために実施していることは、8件の事業所のうち、「担当者(相談窓口等)の設置」が8件、「さくら市社会福祉協議会との連携」が4件となっています。

障がい者の権利擁護のために実施していること（障害福祉サービス提供事業所：R2）



障がい者への市民の理解を深めるために必要なことは、「学校における福祉教育の充実」が59.9%と最も高く、次いで「障がいのある人の社会への積極的な進出とサポート」が42.0%となっています。「学校における福祉教育の充実」は年々上昇し、「市民交流への参加の促進」、「福祉施設の地域への開放や地域住民との交流」は年々低下しています。

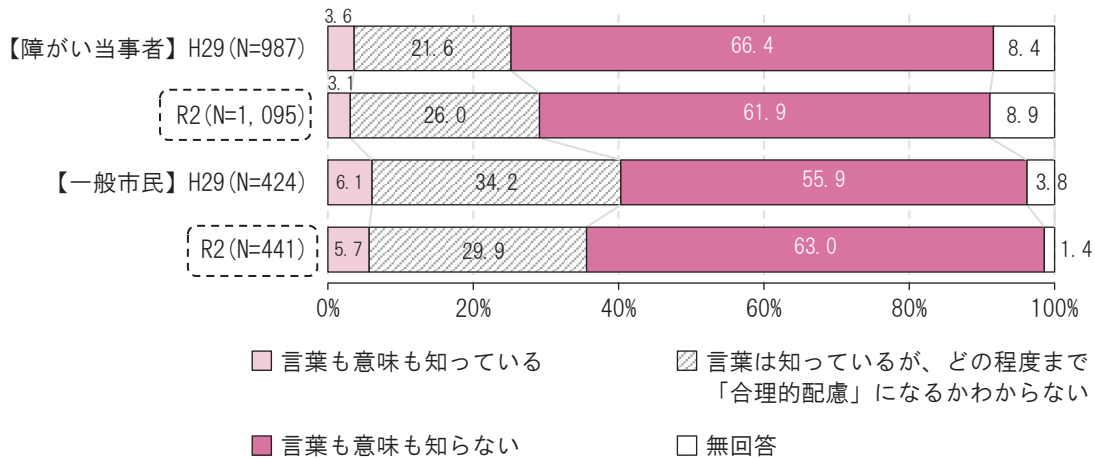
障がい者への市民の理解を深めるために必要なこと（一般市民）



合理的配慮の認知度は、「言葉も意味も知っている」、「言葉は知っているが、どの程度まで「合理的配慮」になるかわからない」を合わせた認知度が障がい当事者は29.1%、一般市民は35.6%と一般市民の方が高くなっています。

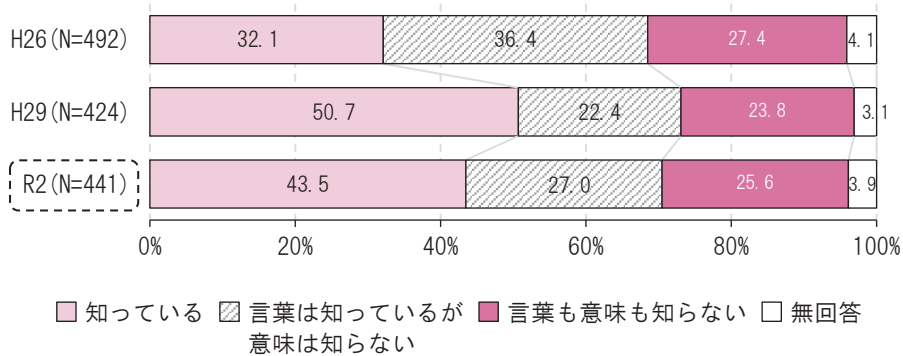
平成29年の調査と比べると、認知度は障がい当事者は上昇していますが、一般市民では低下しています。

合理的配慮の認知度（障がい当事者・一般市民）



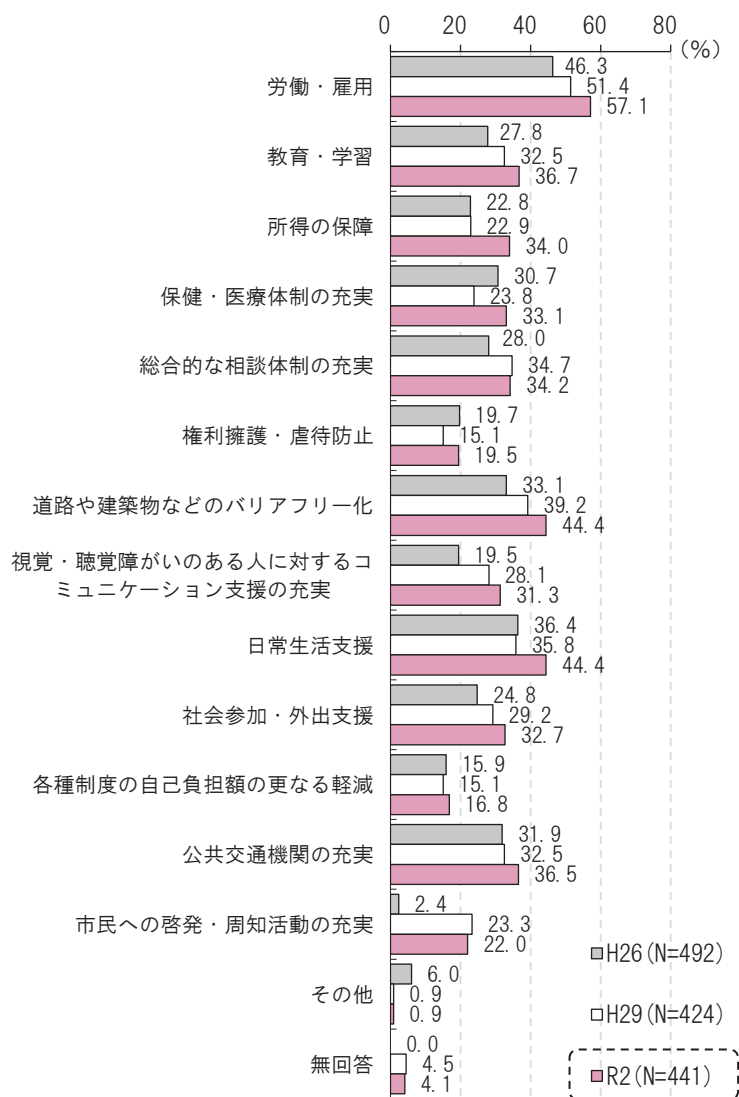
共生社会の認知度は、「知っている」、「言葉は知っているが、意味は知らない」を合わせた認知度が70.5%となっており、平成29年の調査と比べ、低下しています。

共生社会の認知度（一般市民）



障がい者が暮らしやすいまちになるために必要な取り組みは、「労働・雇用」が57.1%と最も高く、次いで「道路や建築物などのバリアフリー化」、「日常生活支援」が44.4%となっています。「労働・雇用」、「教育・学習」、「道路や建築物などのバリアフリー化」等の項目では年々上昇傾向にあります。

障がい者が暮らしやすいまちになるために必要な取り組み（一般市民）



活動する上で困っていること（障がい当事者団体：R2）

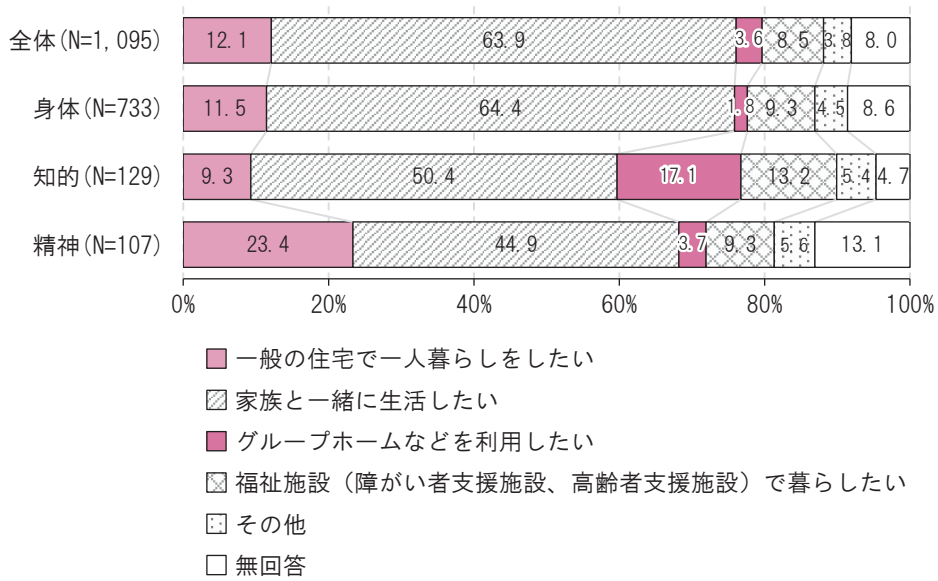
1	・療育手帳所持者406人もいても、育成会で把握できるのは30~40人くらいです。また、高齢者も多く親亡き後が心配です。当事者同士の交流でわずかに知り得る程度です。社協との強いタッグが必要です。
2	・R2年度、新型コロナウイルス感染症の影響で事業ができないことです。

④障がい者(児)支援について

今後の生活希望は、全体で「家族と一緒に生活したい」が63.9%、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が12.1%となっています。

障がい種別にみると、知的は「グループホームなどを利用したい」が17.1%と他と比べ、高くなっています。

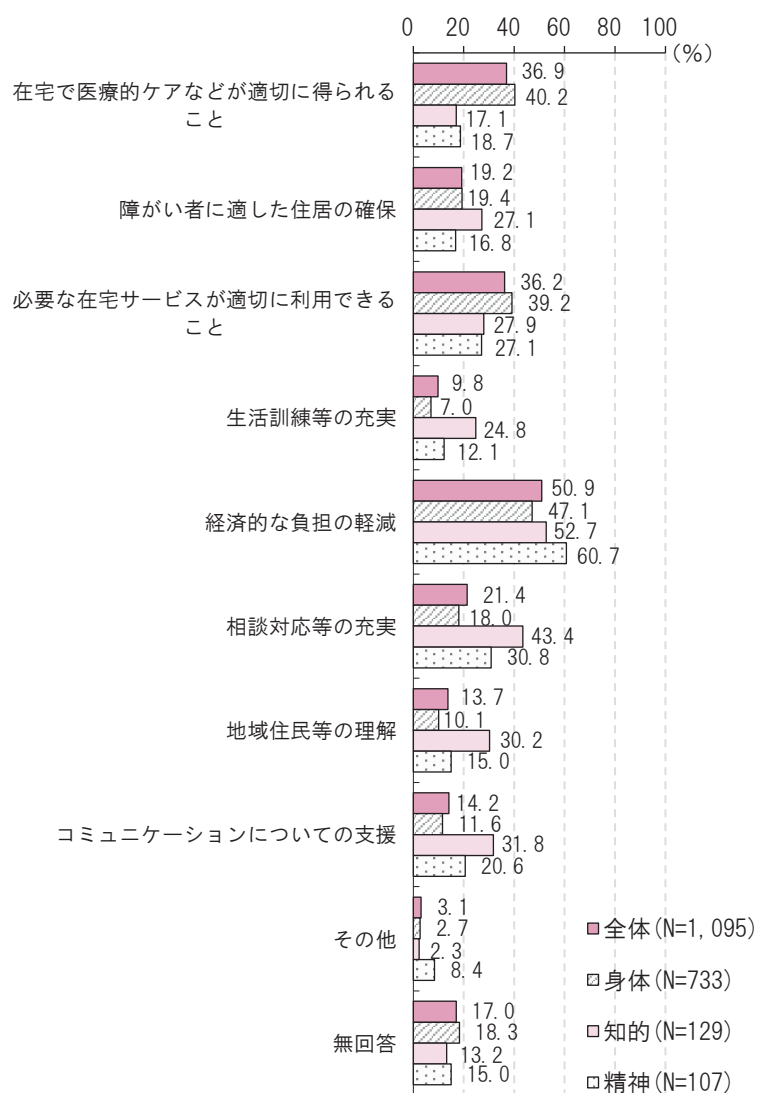
今後の生活希望（障がい当事者：R2）



在宅で暮らす際に必要な支援は、全体で「経済的な負担の軽減」が50.9%と最も高く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が36.9%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が36.2%となっています。

障がい種別にみると、精神は「経済的な負担の軽減」が60.7%と他と比べ、高くなっています。

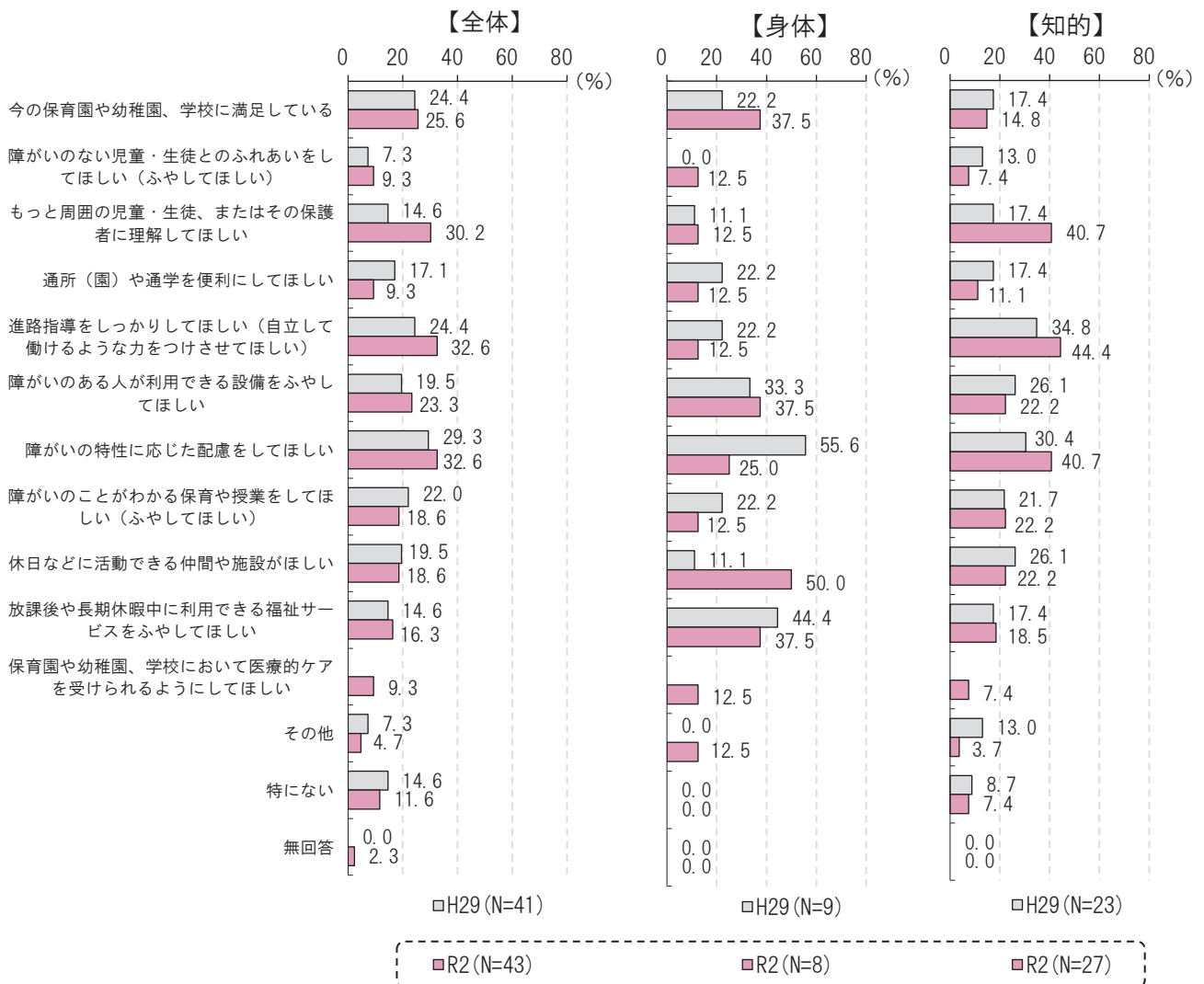
在宅で暮らす際に必要な支援（障がい当事者：R2）



保育や教育について今後必要なことは、全体で「進路指導をしっかりとしてほしい(自立して働けるような力をつけさせてほしい)」、「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」が32.6%と最も高く、次いで「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」が30.2%となっています。「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」は平成29年の調査と比べ、上昇しています。

障がい種別にみると、知的は「進路指導をしっかりとしてほしい(自立して働けるような力をつけさせてほしい)」が44.4%と高く、平成29年の調査と比べ、上昇しています。

保育や教育について今後必要なこと（障がい児（18歳未満））



※「保育園や幼稚園、学校において医療的ケアを受けられるようにしてほしい」はH29年では設定されていません。
 ※障がい種別の精神はH29が0件、R2が1件だったため割愛しています。

3. 調査結果のまとめと課題

①障がい者の就労について

障がい者で収入を得る仕事をしていない割合は全体で61.6%、知的では約7割と高くなっています。そのうち、「仕事をしたい」が全体で39.6%、精神では50.0%となっています。

「仕事をしたい」と回答した障がい者のうち、「職業訓練を受けたい」という人が全体で50.0%、「すでに職業訓練を受けている」は20.0%にとどまっています。

一般就労をした利用者がいた事業所は8件中4件、そのうち離職者がいる事業所は2件で、離職理由は「職場での人間関係」、「本人の健康悪化」となっています。

一般市民が思う、障がい者がもっと雇用されるべきかについて、「そう思う」、「ある程度そ思う」を合わせた肯定的な意見は79.3%と高く、年々上昇しています。

障がい者が職場にいても気にしないかについて、「とてもそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせた肯定的意見は78.2%と高く、平成29年の調査と比べて上昇しています。

障がい者が就労支援として必要だと思うものは、「障がいや病気の特性に合った仕事内容」が37.7%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が37.2%となっており、いずれも平成29年の調査と比べ、上昇しています。

一般市民が思う、障がい者が働くために必要なことは、「障がいに合った仕事であること」が69.2%と最も高く、次いで「障がいへの周囲の理解があること」が56.2%、「障がいに合った勤務条件であること」が51.7%となっています。「障がいに合った勤務条件であること」、「障がいのある人に配慮した設備が整っていること」はいずれも年々上昇しています。

調査結果からの課題

仕事をしたいという障がい者全体のニーズは39.6%で、そのうち半数が職業訓練を受けたい意向を示しており、特に身体障がい者では現在職業訓練を受けている人が少なく、受けたい意向が高くなっています。

事業所の利用者が一般就労へ移行していますが、職場での人間関係や健康悪化が原因で離職するケースがあります。

障がい者が働くために必要だと思う支援として障がい者、一般市民ともに障がいについての周囲の理解をあげています。一般市民は障がい者がもっと雇用されるべきとの考えが79.3%と高く、年々意識も上がっていることから、就労の場に受け入れる環境は整ってきています。身体障がい者を中心に職業訓練の受講を促進し、一般社会での就労につなげる施策のさらなる推進が必要です。

②相談先・情報入手先について

障がい者の悩みや困りごとの相談先は、全体で「家族や親せき」が71.7%、「病院」が24.0%となっており、いずれも平成29年の調査と比べ、上昇しています。「病院」は精神で42.1%と高く、平成29年の調査と比べ上昇しています。

障がいや福祉サービスの情報入手先は、「行政機関の広報紙」が24.0%、「本や雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が23.8%となっており、いずれも平成29年の調査と比べ、低下しています。一方、「ほとんど情報を知らない」は16.4%で上昇しています。「ほとんど情報を知らない」はすべての障がい者で平成29年の調査と比べ、上昇しており、特に精神で18.7%と高くなっています。

当事者団体では市の広報紙から、施策や制度の情報を得ることが多くなっており、さくら市広報やホームページなどの活用についての要望が出ています。

調査結果からの課題

悩みや困りごとについての相談先は身近な家族や親せき、普段通っている病院ということが分かります。障がいや福祉サービスについての情報をほとんど知らないという人が16.4%に上り、特に精神障がい者で多くなっています。情報の入手先として回答の多かった市の広報紙、本やテレビ、ラジオ等の割合も低下していることから、啓発のさらなる強化が必要で、精神障がい者においては、病院を通じての啓発が有効など、障がいの特性に応じた方法、場所を考慮した啓発が必要です。

③障がい者への理解・配慮について

日常生活で差別や偏見を感じるという障がい者は30.5%となっており、平成29年の調査と同程度となっています。差別や偏見を感じるという人は知的で49.6%と高く、平成29年の調査と比べ、身体、知的では低下していますが、精神では上昇しています。

差別や偏見を感じる場面・場所は、「人間関係」が40.4%、「仕事や収入」が32.6%となっており、いずれも平成29年の調査と比べ、上昇しています。

精神は「人間関係」が64.6%、「仕事や収入」が58.3%と高く、いずれも平成29年の調査と比べ、上昇しています。

事業所では利用者の権利擁護について、担当者（相談窓口等）の設置を行っていますが、成年後見制度の活用や社会福祉協議会との連携などは実施していない事業所も見られます。

一般市民が思う障がい者への市民の理解を深めるために必要なことは、「学校における福祉教育の充実」が59.9%、「障がいのある人の社会への積極的な進出とサポート」が42.0%となっています。「学校における福祉教育の充実」は年々上昇し、「市民交流への参加の促進」、「福祉施設の地域への開放や地域住民との交流」は年々低下しています。

合理的配慮の言葉の認知度は、障がい者は29.1%、一般市民は35.6%と一般市民の方が高くなっています。平成29年の調査と比べると、障がい者の認知度は上昇していますが、一般市民では低下しています。一般市民の共生社会の言葉の認知度は70.5%となっており、平成29年の調査と

比べ、低下しています。

一般市民が思う障がい者が暮らしやすいまちになるために必要な取り組みは、「労働・雇用」が57.1%、「道路や建築物などのバリアフリー化」、「日常生活支援」が44.4%となっています。「労働・雇用」、「教育・学習」、「道路や建築物などのバリアフリー化」等の項目では年々上昇傾向にあります。

調査結果からの課題

障がい者の30.5%が差別や偏見を感じており、特に精神障がい者で「人間関係」、「仕事や収入」において感じていることが分かります。就労の場において、精神障がい者の受け入れ体制の整備が重要です。また、合理的配慮の認知度は障がい者29.1%、一般市民35.6%にとどまり、一般市民では低下していることもあり、今後も継続して啓発の必要性があります。一般市民では「学校における福祉教育の充実」の必要性を感じている人も多く、教育機関との連携の上、早期の啓発が重要です。

④障がい者(児)支援について

今後の生活希望は、全体で「家族と一緒に生活したい」が63.9%、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が12.1%となっています。知的は「グループホームなどを利用したい」が17.1%と高くなっています。

在宅で暮らす際に必要な支援は、全体で「経済的な負担の軽減」が50.9%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が36.9%、「必要なサービスが適切に利用できること」が36.2%となっています。精神は「経済的な負担の軽減」が60.7%と高くなっています。

保育や教育について今後必要なことは、「進路指導をしっかりとしてほしい(自立して働けるような力をつけさせてほしい)」、「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」が32.6%、「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」が30.2%となっています。「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」は平成29年の調査と比べ、上昇しています。知的は「進路指導をしっかりとしてほしい(自立して働けるような力をつけさせてほしい)」が44.4%と高く、平成29年の調査と比べ、上昇しています。

調査結果からの課題

家族との同居を望む声が高く、知的障がい者でやや施設の意向が高いことが分かります。在宅の場合、経済的な負担、在宅での医療的ケアを望む声が高く、今後手厚い支援が重要です。障がい児については、知的障がい児を中心にしっかりと進路指導を望む声が高く、教育機関を通じての支援が重要です。

第3章 基本構想

1. 基本理念

本市では、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で安心して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるまちを目指しています。そうした観点から、平成18年度より障がい者施策の基本理念を「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」と定めています。

「ノーマライゼーション」は、「障がいのある人が、障がいのない人と同じように、社会において生活し、活動する」という考え方であり、「リハビリテーション」は、「ライフステージのすべての段階において、人間らしく生きる権利の回復に寄与し、自立と参加を促進する」という考え方です。

これら2つの基本理念を踏まえた上で、平成27年度計画には、「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活が実現するよう、社会の構成員として包み込み、支え合う」という考え方である「ソーシャルインクルージョン」を新たに加えました。今回策定した第4期障がい者計画等においても、これら3つの基本理念を継承し、それらを踏まえた中で、次に掲げる基本目標達成のために本市の障がい者施策を推進していきます。そして、福祉の先進的なまちであるという歴史的背景に基づき、今の時代、そして将来において、最も市民に求められる福祉を実現することを最大の目的の1つとして各種施策に取り組んでいきます。

2. 基本目標

本市では、平成18年度より障がい者施策の基本目標を「**互いを思いやる ひとにやさしい健康福祉のまちづくり**」と定めています。

「互いを思いやる」は、同じまちに住む者として、お互いの違いを認め合い、個人として人権を尊重するという考え方を表しており、「ひとにやさしい」は、互いに支え合う共助の考えを、そして「健康福祉のまちづくり」は、障がいのある人もない人も、ともに同じまちで、健康で安全に暮らしていくという考え方を表しています。

今期のさくら市障がい者計画においても、各施策・事業を地域で実施する際の基盤としてこの基本目標を継承し、本市の障がい者施策を推進していきます。



3. 基本的方向

基本理念と基本目標を基盤に、第2章で総括した課題を実現するため、本計画の基本的方向を次の6つとします。これらを柱としながら、本市の障がい者福祉施策を推進していきます。

基本的方向1 市民の理解と協働のある地域共生社会の実現

障がいの有無にかかわらず、ともに生きる社会を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。障がいに対する理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育の充実を図るとともに、ボランティア活動や障がい当事者団体の活動を推進し、市民の理解と協働のあるまちを目指します。また、障がい者の芸術及び文化活動の推進、さらには障がい者スポーツの普及を促進することにより、活動の参加を通じて、障がいへの理解と認識を深め、地域で支え合う地域共生社会の実現を目指します。

基本的方向2 情報が得やすく権利が守られる仕組みづくりの推進

情報のバリアフリー化を推進し、障がい者が情報に円滑にアクセスできるよう、ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、情報アクセシビリティの向上を推進します。意思疎通に困難を抱える障がい者であっても悩みを相談し、必要なサービスを利用できるよう、意思疎通支援の充実を図り、相談支援事業を拡充させていきます。また、虐待防止、差別解消を推進し、成年後見制度の利用促進を図ることで、障がい者の権利が守られるまちを目指します。

基本的方向3 自立した生活ができる環境整備

就労支援、在宅サービス、経済的支援を充実させ、障がい者の地域生活を促進し、障害福祉サービスの質の確保、福祉人材の確保に努めます。また、グループホーム等の居住の場や日中活動の場の確保を図り、個々人にとっての自立した生活のあるまちを目指します。さらに、福祉施設から一般就労への移行の促進を図り、工賃・賃金向上による自立へつなげる支援を推進します。

基本的方向4 障がいのある児童が自分らしく成長するための支援の充実

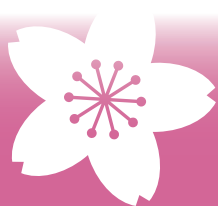
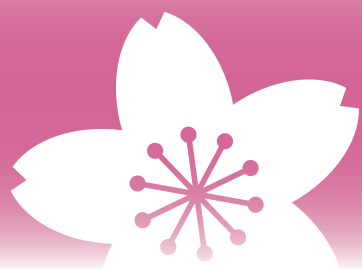
障がいの早期発見・早期支援のため、母子保健事業及び児童福祉事業を推進します。療育・教育に携わる職員の質の向上及び人数の増加を図ることで、障がいのある児童がその特性に応じて、自分らしく成長できるまちを目指します。また、発達障がい者に対しては診断等を専門的に行う医療機関等の確保や、家族の支援を含めた支援体制の充実を図ります。さらには難聴障がい児の支援体制についての取り組み、児童発達支援センター、障がい児入所施設の活用、重症心身障がい児及び医療的ケア児についてもニーズの把握に努めます。

基本的方向5 みんなが元気で健康に暮らせるサービスの充実

中途障がいや障がいの重症化に対する予防対策を行うとともに、障がい者への保健・医療サービスを充実させることで、みんなが元気で健康に暮らせるまちを目指します。また、精神障がい者の地域生活を支援するために精神保健施策を充実させます。

基本的方向6 安心と安全な環境整備

交通利便性を向上するとともに、公共施設の設備・機器等のバリアフリー化を推進します。また、日頃からの防犯体制を確立し、災害等の緊急時における支援体制を整備することで、安心・安全に暮らせるまちを目指します。



各論

第4章 施策体系別計画

施策の体系

基本的方向	施策の展開	具体的施策
1 市民の理解と協働のある地域共生社会の実現	(1) 地域の理解と協働の推進	①啓発・広報活動の充実
		②福祉教育の推進
		③ボランティア活動の推進
	(2) 社会参加の支援	①地域活動の活発化と参加の促進
		②障がい当事者団体や本人活動の支援
2 情報が得やすく権利が守られる仕組みづくりの推進	(1) 相談支援・情報提供体制の充実	①相談支援体制の充実
		②情報提供の充実
		③コミュニケーション支援の充実
	(2) 権利擁護体制の充実	①権利擁護の充実
		②虐待防止・差別解消に対する体制整備
3 自立した生活ができる環境整備	(1) 就労支援の充実	①就労支援の充実
		②就職後支援の充実
		③福祉的就労の支援
	(2) 暮らしを支えるサービスの充実	①暮らしの場の拡充
		②日常生活における切れ目のない支援
		③専門職種の養成・確保・資質の向上
(3) 経済的支援の充実	①各種福祉手当等の支給と周知	
4 障がいのある児童が自分らしく成長するための支援の充実	(1) 保健・療育等の充実	①障がいの早期発見・早期支援
		②療育体制の整備
	(2) 学齢期への支援の充実	①特別支援教育の推進
		②放課後等支援の充実
5 みんなが元気で健康に暮らせるサービスの充実	(1) 健康管理の支援と医療的ケア体制の充実	①健康管理等の支援
		②障がい者への適切な医療的ケアの充実
	(2) 精神保健福祉施策の充実	①心の健康に関する知識の普及・啓発
		②心の健康に関する相談活動の推進
6 安心と安全な環境整備	(1) 災害時・緊急時対策と防犯体制の整備	①災害等、緊急時対策の充実
		②日常的な地域での見守り
	(2) 住みやすいまちの推進	①移動の利便性と安全性の向上
		②ユニバーサルデザインの普及とバリアフリー化の推進

基本的方向1 市民の理解と協働のある地域共生社会の実現

障がいの有無にかかわらず、ともに生きる社会を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協働が不可欠です。障がいに対する理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育の充実を図るとともに、ボランティア活動や障がい当事者団体の活動を推進し、市民の理解と協力のあるまちを目指します。

(1) 地域の理解と協働の推進

【現状と課題】

●市民理解の推進

障がいがある人もない人も地域で安心して暮らせるようにするためには、本計画の基本理念でもある、ノーマライゼーション、リハビリテーション、ソーシャルインクルージョンの考え方の浸透と市民全体の意識の醸成が必要です。

障がい者に対して可能な範囲で配慮を行う「合理的配慮」の言葉の認知度も3割ほどと低く、さらなる啓発による市民の理解を深める必要があります。

●福祉教育の充実

地域での支え合いのまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりの障がいに対する理解を深める必要があります。小・中学校等教育機関と連携し、早いうちからの福祉教育の推進を図り、意識の醸成と理解を深めます。

●ボランティア活動の推進

障がい者が地域においていきいきと暮らすためには、民生委員・児童委員及び地域住民による支援や様々な活動を支援するボランティア活動が重要となります。そのため、ボランティア人材の質と量の拡充を図った上、活動の活発化を推進していく必要があります。

また、市民活動支援センターや生涯学習部門におけるボランティア育成との連携、ボランティア講座修了後の活躍機会の場の拡充が求められています。

【具体的施策】

①啓発・広報活動の充実

市広報紙やホームページ、SNS等、内容・対象者に応じたメディアを使用し、啓発・広報に努めていきます。また、社会福祉協議会等の社会福祉法人、障がい当事者団体、ボランティア団体と連携し、一般市民に対する啓発に努めます。

事業	概要	担当	
広報紙、市ホームページ、SNSによる障がい啓発情報の提供	広報紙等を使用し、障がい福祉に関する啓発情報を提供します。	福祉課	継続
地域福祉の広報紙「さくら市社協だより」の発行	地域福祉と障がい福祉の啓発のため、一般市民に向けて広報紙を発行します。	社会福祉協議会	継続

②福祉教育の推進

社会福祉協議会において、各小学校での福祉体験授業、各種ボランティア講座、福祉講演会等を実施します。また、さくら市地域自立支援協議会において、各中学校で障がい福祉の仕事を紹介します。

事業	概要	担当	
小学校での福祉体験授業	市内小学校における福祉体験授業を継続的に実施します。	社会福祉協議会	継続
福祉のお仕事説明会	市内中学校で障がい福祉の仕事を紹介します。	福祉課	新規
精神保健に関する事業	関係機関と連携し、精神保健に関する理解の普及・啓発に努めます。	福祉課	継続
認知症サポーター養成講座	市内小・中学校で認知症に関する正しい知識や高齢者へのかかわり方について講座を開催します。	高齢課	新規

③ ボランティア活動の推進

今後も引き続き、市民活動支援センターや社会福祉協議会においてボランティア活動の支援や人材の育成を行っていきます。また、生涯学習課とも連携し、講座の修了生がボランティアとして活躍できるような支援を行います。

事業	概要	担当	
ボランティア登録制度	保険の加入等、登録をされたボランティアの活動支援を行います。	総合政策課 社会福祉協議会	継続
各種ボランティア講座	社会福祉協議会の福祉事業や、市生涯学習課や公民館、青少年センター等が実施する各種事業等への参加を通してボランティア人材の育成を行います。	社会福祉協議会 生涯学習課	継続
青少年ボランティア活動事業	小学生から高校生までの青少年に、ボランティアとして活動する機会と場を提供するため、「さくらユースボランティア」を組織し、活動のコーディネートを行います。	生涯学習課	継続
市民活動支援センター事業	ボランティア活動に関する相談や情報発信、講座の開催、活動の場の提供等を行い、市民活動のコーディネートを行います。	総合政策課	新規

(2)社会参加の支援

【現状と課題】

●地域活動活発化のための取り組み

障がい者の社会参加を促進するため、文化・芸術・スポーツイベントをはじめ、地域における交流活動の活発化が必要です。

そのためには、障がい者に対する活動への参加意欲を喚起するとともに、障がいがあっても参加しやすい行事や活動を増やしていく必要があります。

また、福祉まつり等のイベントを通して地域住民の障がいへの理解や、関心を高めるとともに、障がい者との交流の場として活用し、障がい者とともに活動し、障がいを身近に感じる機会とすることも重要です。

●障がい当事者団体への支援と連携

障がい者が社会参加を進める際や、自分の意見を社会に向けて発信していく時には、お互いの立場や考えを分かり合うことのできる団体が貴重な存在となります。

障がい当事者団体への支援を行い、活動を活発化させることで、障がい当事者団体を仲間づくりの場として機能させることが期待でき、また、介護・介助者への身体的、精神的負担の軽減も図れるよう、さらなる地域活動等の活発化を促進することが考えられます。

【具体的施策】

①地域活動の活発化と参加の推進

文化・芸術、スポーツ等のイベントによって、障がい者が社会参加できる機会を増やしていきます。令和4年度に開催される全国障害者スポーツ大会とちぎ大会について周知し、障がい者のスポーツ参加や支援に関する啓発を行います。また、余暇活動の際の移動手段や同行等を行う支援者の確保を行います。

事業	概要	担当	
福祉まつりの開催	福祉体験、福祉施設紹介、模擬店等の催しを行い、市民への理解・啓発と交流機会の場を提供します。	社会福祉協議会	継続
各種イベント参加支援	各種イベント等への参加支援を行います。	市各課 社会福祉協議会	継続
各種スポーツ大会、教室開催事業	年齢、体力、技術に応じたスポーツ・レクリエーション活動を充実させます。	スポーツ振興課 福祉課	継続
障がい者スポーツの普及・啓発	障がい者スポーツの体験の機会の提供や、大会の支援を行います。	福祉課	新規

②障がい当事者団体や本人活動の支援

障がい者(児)やその家族等の地域生活を支援するため、障がい当事者団体の活動情報の提供を進めていくとともに、障がい当事者団体への財政的な助成を継続して行います。また、障がい者の主体的な社会参加を促進する一環として、障がい当事者同士や家族が集まり、意見や情報交換ができる仲間づくりの場の促進を行います。

事業	概要	担当	
障がい当事者団体の活動情報の提供	障がい当事者団体に関する活動情報を提供し、本人活動の活発化を促進します。	福祉課 社会福祉協議会	継続
仲間づくりの場の促進	障がい当事者による仲間づくりの場を設け、本人活動の活発化を促進します。	福祉課 社会福祉協議会	継続
さくら市知的障害者団体補助事業	手をつなぐ育成会の事業(研修等)を通し、会員の親睦を図るとともに、知的障がい児者が地域社会の一員として生活できる環境が整えられるよう、団体運営費に対し補助金を交付します。	福祉課	継続
さくら市身体障害者福祉会補助事業	身体障害者福祉会の各種事業・研修等を通し、会員の親睦と交流を深め、社会において自立の向上を図ることができるよう、団体運営費に対し補助金を交付します。	福祉課	継続

※現在さくら市に精神障がい当事者団体の活動はありませんが、地域における自立や社会参加の一層の促進を図るため、設立された団体への支援を行います。

基本的方向2 情報が得やすく権利が守られる仕組みづくりの推進

情報のバリアフリー化を推進し、障がい者に配慮した総合的な情報提供を行います。障がい者が悩みを相談し必要なサービスを利用できるよう、相談支援事業を拡充させていきます。また、虐待防止、差別解消を推進し、成年後見制度の利用促進を図ることで、障がい者の権利が守られるまちを目指します。

(1) 相談支援・情報提供体制の充実

【現状と課題】

● 多様な相談ニーズに対応できる身近な相談支援

障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの対象となる障がい者、身体、知的、精神障がいに加え、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等と広がっています。多様なニーズに対応できる支援体制を整備するため、地域の相談窓口と専門機関の連携が重要です。

障がい者の多様な相談に対応できる環境を整備するため、地域での身近な相談体制を推進するとともに、基幹相談支援センターを活用し、多様化、複雑化する相談内容に対応できるよう、体制の整備を図ることが重要です。

● 障がい特性に応じた情報提供の充実

アンケート調査では、情報の入手先は「本や雑誌、テレビやラジオのニュース」、「行政機関の広報紙」、「かかりつけの医師や看護師」等が多くなっています。障がい者の社会参加や障害福祉サービスの利用に必要な情報が適切に伝わるよう、障がい者の普段の行動の場における情報提供、市ホームページや広報紙、その他の情報提供の方法、内容の充実が必要です。

障がい特性に配慮し、障害福祉サービスに関する分かりやすい、総合的な情報提供の実施が必要とされています。

● 合理的配慮提供のための環境づくり

障害者差別解消法の施行により、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者等による「障がいを理由とする差別」が禁止されました。加えて、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが義務づけられました。

合理的配慮の考え方の普及は施行以来、定着が進まず、今後も徹底した啓発と普及に取り組み、実際に提供される機会を増やしていくことが重要です。

● 意思疎通支援の充実

聴覚障がい者等の社会的自立を促進するためには、情報提供やスムーズな意思疎通の支援が重要です。

本市においては、講演会等の際に手話通訳者の派遣を要請し、障がい者の社会参加を促すよう努めています。手話通訳者及び要約筆記者の派遣や、手話奉仕員の育成と活躍の場の拡充を通して、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援していくことが必要となっています。

【具体的施策】

①相談支援体制の充実

基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援の強化を図ります。また、相談支援の実施に関して広く周知を行い、必要な人が利用しやすい環境を整えます。

事業	概要	担当	
障害者相談支援事業	障がい者やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。	福祉課	継続
地域における相談活動等の推進	地域の潜在的な問題が相談につながれるよう、民生委員・児童委員、行政区長と連携を強化します。	福祉課	継続
障がい者相談員制度の活用	障がい当事者やその家族が障がい者相談員として相談に応じます。	福祉課	継続
無料法律相談事業	市民の法律相談に対し、弁護士による助言・指導を無料で行うことで、市民福祉の向上を図ります。	福祉課 社会福祉協議会	継続
心配ごと相談所事業	民生委員・行政相談員・人権擁護委員が、生活上の悩みごと等、市民のあらゆる相談に応じます。	福祉課	継続
消費生活センター	障がい者の消費生活に関する相談に応じます。	生活環境課	継続
基幹相談支援センター事業	地域における相談支援の中核的役割を担い、相談機能の充実を図ります。	福祉課	新規

②情報提供の充実

障がい者に配慮した情報提供を行うとともに、障害福祉サービスに関する情報提供を充実させます。

事業	概要	担当	
市広報紙での情報提供	市広報紙において、障害福祉サービスに関する情報提供を行います。	福祉課	継続
地域福祉の情報紙「さくら市社協だより」の発行	社会福祉協議会による地域福祉活動の広報を行います。	社会福祉協議会	継続
障がい者に配慮した情報提供の実施	障がい特性に配慮した窓口での情報提供を行います。	福祉課	継続
ホームページ管理運営事業	ホームページにおいて、市民や本市についての情報を得たい人に、市の政策やイベント情報等を提供します。	総合政策課	継続

③コミュニケーション支援の充実

手話通訳のできる市民を養成し、聴覚障がい者への情報のバリアフリー化に努めます。

事業	概要	担当	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	福祉課	継続
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとるため、手話通訳者の設置に向けた検討を行います。	総務課 福祉課	継続
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。	福祉課 社会福祉協議会	継続
手話奉仕員の活躍機会の拡充	研修を修了した手話奉仕員が活躍できる場を拡充します。	市全体 社会福祉協議会	継続
初心者手話講習会	手話を始めたい人に対し、手話講習会を開催します。	社会福祉協議会	新規

(2) 権利擁護体制の充実

【現状と課題】

● 権利擁護制度の普及・啓発

全国的な高齢化の進展に伴い、本市においても高齢者人口が増加していることから、障がい当事者やその家族の高齢化が見込まれています。

そのため、認知症患者、親亡き後の知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が低下している人に対する生活の保障として、権利擁護に関する制度の利用を促進する必要があります。

アンケート調査の結果から、障がい当事者の制度の認知度は浸透しておらず、前回調査から3年経過していますが、大きな変化はありません。様々な機会を通じての多様な周知活動を図った上で、後見人の育成等体制を整備し、制度の実施を促進します。

● 虐待防止に関する体制整備

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「障害者虐待防止法」という)では、障がい者に対する虐待を禁じています。本市においても、虐待防止についての啓発を図った上で、障害者虐待防止センターにおいて多様な虐待のケースに応じたきめ細かな相談事業を推進し、障がい当事者と養護者の保護に努める必要があります。

【具体的施策】

①権利擁護の充実

成年後見制度利用促進基本計画を策定し、制度のさらなる普及を促進します。消費者トラブル等の権利侵害から障がい者を守るよう、専門員を配置します。

事業	概要	担当	
成年後見制度個別相談会	成年後見制度の利用を検討する障がい当事者やその家族等の相談に応じます。	福祉課 高齢課	継続
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を希望する人に、制度利用のための支援を提供します。	福祉課 高齢課	継続
日常生活自立支援事業（あすてらす）の実施	日常生活における金銭管理等に困難を有する障がい者に対して、契約に基づき、支援を提供します。	社会福祉協議会	継続
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の実施に向け、関係機関との具体的な協議を進めます。あわせて、市民後見人の人材育成についても検討を進めます。	高齢課 福祉課 社会福祉協議会	拡大

②虐待防止・差別解消に対する体制整備

障がい者虐待の防止、早期介入を実現するため、障害者虐待防止センターを設置し、相談に応じます。また、庁内においては障害者差別解消法に基づく対応要領を定めており、障がい者の差別解消の推進に努めます。

事業	概要	担当	
さくら市障害者虐待防止センター	虐待に関する相談・通報及び養護者に対する支援をするとともに、虐待防止に関する広報・啓発活動を実施します。	福祉課	継続
虐待被害者一時避難の居室の確保	虐待を受けている障がい者が、一時避難できる居室を確保するため、障害福祉サービス事業者との協議の場を設け、制度の拡充に努めます。	福祉課	継続

基本的方向3 自立した生活ができる環境整備

就労支援、在宅サービス、経済的支援を充実させ、障がい者の地域生活を促進します。また、グループホーム等の居住の場や日中活動の場の確保を図り、個々人にとっての自立した生活のあるまちを目指します。

(1) 就労支援の充実

【現状と課題】

● 障害者雇用促進法の改正

障がい者の雇用促進を図るための障害者雇用促進法が改正され、平成30年4月から法定雇用率が行政は2.5%、民間企業は2.2%へ引き上げられ、今後さらなる引き上げも見込まれていることから、障がい者雇用をより一層促進していく必要があります。本市においては、令和2年3月に「さくら市障がい者活躍推進計画」を策定し、同計画をもとに障がい者の雇用をより一層、促進していきます。

● 就労支援・就職後支援の充実

アンケート調査では、仕事をしたいと回答した割合が39.6%、職業訓練等の受講を希望する割合は50.0%となっています。就労を目指す障がい者の就労支援や、就職後に悩みを抱える障がい者が、身近なところで相談できる支援体制を整えることが重要です。

個々のニーズ、障がいの特性に合った就労の支援を進めるため、就労支援機関と連携を図り、就労に向けた支援及び職場定着のための支援体制を構築する必要があります。

● 福祉的就労の支援

「障害者優先調達推進法」では、官公庁における物品や役務等を障害福祉サービス提供事業所等に発注、拡大するよう努めることが示されており、本市においても、障害者優先調達推進方針の策定を行っています。

就労継続支援事業等、福祉的就労を希望する障がい者に対して、希望にかなうサービスを提供するとともに、障害福祉サービス提供事業所等からの調達を推進し、障がい者の工賃向上を促進する必要があります。

【具体的施策】

① 就労支援の充実

就労支援を行っている関係機関との連携を強化し、農福連携の観点からも農業分野を含めた様々な分野で障がい者雇用を促進していきます。企業に対する障がい者雇用への理解促進と、企業へのサポート等の周知に努めます。また、「さくら市障がい者活躍推進計画」のもと、より一層の障がい者雇用を推進していきます。

事業	概要	担当	
就労移行支援	就労に必要な基礎的能力の向上を支援します。	福祉課	継続
栃木障害者職業センターとの連携	職業評価、職業訓練等を実施している、栃木障害者職業センターと連携し、障がい者の職業能力の向上を促進します。	福祉課	継続
公共職業安定所（ハローワーク）との連携	就労をあっせんしている公共職業安定所と連携し、障がい者の就職を支援します。	福祉課	継続
障害者就業・生活支援センターとの連携	企業への個別訪問等を行っている障害者就業・生活支援センターと連携し、障がい者雇用の場の拡充を促進します。	福祉課	継続
行政による障がい者雇用	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を遵守するため、行政機関における障がい者雇用を促進します。「さくら市障がい者活躍推進計画」により、一層の障がい者雇用を推進していきます。	総務課	継続

② 就職後支援の充実

栃木障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター、就労定着支援事業所との連携を推進し、継続的な就労を支えるための体制を整備します。また、ジョブコーチなどの支援者が職場でフォローができるなど、きめ細やかな支援体制の充実を図ります。

事業	概要	担当	
栃木障害者職業センターとの連携	ジョブコーチの派遣、リワーク支援等を行っている栃木障害者職業センターと連携し、就職後の継続的な就労を支援します。	福祉課	継続
障害者就業・生活支援センターとの連携	就職後の生活相談等を行っている障害者就業・生活支援センターと連携し、就職後の悩み等に対応します。	福祉課	継続
就労定着支援	障がい者が一般就労した企業で継続して働くことができるよう、相談や助言及び関係機関との連絡調整を行います。	福祉課	新規

③福祉的就労の支援

福祉的就労を希望する障がい者に対しては、就労継続支援A型またはB型の利用を提供します。加えて、工賃向上を図ることを目的とした障害者優先調達推進方針を策定し、就労支援施設等への業務、商品等の発注を推進します。

事業	概要	担当	
就労継続支援（A型・B型）	一般企業で雇用されることが難しい障がい者への福祉的就労を支援します。	福祉課	継続
障害者優先調達推進方針の策定	就労支援施設等への発注を推進し、障がい者の工賃向上を促進します。	福祉課	継続

(2)暮らしを支えるサービスの充実

【現状と課題】

●居住の場拡充のための取り組み

アンケート調査では、家族と一緒に暮らすことを希望している割合が63.9%と多くなっている一方、福祉施設やグループホーム、一人暮らしと回答している人も一定数いることから、様々な居住の場を提供していく必要があります。

在宅で暮らす際に必要な支援として「経済的な負担の軽減」、「在宅で医療的ケアを得られること」等の回答が多いことから、加えて、自宅のバリアフリー化が必要な人に対する助成を行い、在宅生活の継続を支援する必要があります。

●障害福祉サービスの充実

アンケート調査では、今後の希望する生活について「一般の住宅で一人暮らしをしたい」、「家族と一緒に生活したい」が合わせて76.0%となっています。

障がい者が、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活を送り続けることができるよう、居宅介護等の在宅生活を支援するサービスを充実させていくことが必要です。

また、ライフステージに応じた切れ目のないサービス提供が求められており、関係機関、庁内各課との連携を強化していく必要があります。

●専門職種の養成・確保・資質の向上

障がい者の暮らしを支えるサービスを継続的に提供することができる環境を整備するため、福祉サービスに携わる従事者不足の解消と資質の向上を図る必要があります。

【具体的施策】

①暮らしの場の拡充

障がい者が希望する場所での生活を促進していきます。自宅については、住宅改修に対する助成を行います。加えて、グループホーム等の暮らしの場を拡充します。

事業	概要	担当	
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を送る障がい者に、介護や相談支援等、少人数での共同生活の支援を提供します。	福祉課	継続
施設入所支援	障がい者支援施設に入所している障がい者に、介護や相談支援等、暮らしの場と生活上の支援を提供します。	福祉課	継続
地域移行支援	障がい者支援施設や病院等に入所、入院している障がい者が、地域生活へ移行する際の支援を提供します。	福祉課	継続
福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者等に、低額な料金で、居室その他の設備と日常生活に必要な便宜を給与します。	福祉課	継続
公営住宅維持管理事業	住宅に困窮する障がい者に対して、入居の優遇のほか、バリアフリー化した低廉な家賃の公営住宅を提供します。	建設課	継続
住宅改修費の助成	住み慣れた自宅での生活を継続するため、バリアフリー化に伴う住宅改修費の助成を行います。	福祉課	継続

②日常生活における切れ目ない支援

日常生活における介護等の支援を提供するとともに、生活を送る上で必要となる物品等を支給します。年齢によって制度に狭間が生じることがないように、関係課等との連携を強化します。

事業	概要	担当	
計画相談支援	障がい者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画を作成します。	福祉課	継続
障害児相談支援	障害児通所支援事業を利用する児童に、障害児支援利用計画を作成します。	福祉課	継続
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護、家事、生活に関する支援等を提供します。	福祉課	継続
重度訪問介護	重度障がいのある障がい者で、常に介護を必要とする人に、居宅における介護や外出時の移動支援等を提供します。	福祉課	継続
生活介護	常時介護を必要とする障がい者に、障がい者支援施設等において、介護等を行うとともに、創作活動及び生産活動の機会を提供します。	福祉課	継続
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上のケアを提供します。	福祉課	継続
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	地域で日常生活を営むために必要とされる生活能力の維持・向上を図る訓練を提供します。	福祉課	継続
短期入所（ショートステイ）	家庭において、障がい者の介護が困難となった際に、施設での一時的な入所を提供します。	福祉課	継続
日中一時支援事業	障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者に日中の活動の場を提供します。	福祉課	継続
日常生活用具給付等事業	日常生活用具を給付・貸与し、日常生活の便宜を図ります。	福祉課	継続
紙おむつ給付	在宅生活を送る寝たきりの重度身体障がい者で、必要とする人に対して、紙おむつの支給を行い、清潔でより快適な生活ができるよう支援します。	高齢課	継続
精神科訪問看護	医師の指示のもと看護師等が自宅等に定期訪問し、看護及び社会復帰指導等の必要な支援を行います。	福祉課	継続

事業	概要	担当	
温泉入浴利用証交付	障がい当事者とその介護者を対象に、指定温泉施設を無料で利用できる利用証を交付し、心身のリフレッシュと健康の維持・増進を図ります。	高齢課	継続
切れ目のないサービス提供体制の構築	年齢によって利用できるサービスに狭間が生じないように、他サービスへ移行する際の関係課・関係機関等との連携を進めます。	こども政策課 福祉課 高齢課 健康増進課 学校教育課	継続
地域活動支援センター	障がい者が、通所にて創作的活動や、生産活動の機会と、社会との交流を図れる場を提供します。	福祉課	新規

③専門職種の養成・確保・資質の向上

障害福祉サービスの従事者不足の解消を図るとともに、サービスの質の向上を促進します。障害福祉サービス従事者や障がい者の就労を支える専門員に対し、研修を通して専門資格を取得するなど、資質の向上を図ります。

事業	概要	担当	
福祉の就職イベントに関する情報提供	福祉の仕事に関するイベント情報を提供します。	福祉課	継続
障害福祉サービス従事者に対する研修の実施	障害福祉サービス従事者を対象に、サービスの質の向上を目的とした研修を実施します。	福祉課	継続

(3) 経済的支援の充実

【現状と課題】

●効果的な手当の支給

アンケート調査では、42.7%が平均月収10万円未満と回答しており、障がい者本人やその世帯の自立生活を補助するための経済的支援の必要性が高まっています。

経済的な安定は社会生活を営む上で重要であり、障がい者やその家族に対する各種手当、年金制度等を継続して実施するとともに、利用可能な手当等に関して情報提供に努める必要があります。

【具体的施策】

①各種福祉手当等の支給と周知

障がい者の経済的な自立を促進するため、手当等を支給するとともに、利用促進のための情報を提供します。

事業	概要	担当	
特別障害者手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の人に対して手当を支給します。	福祉課	継続
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする児童に対して手当を支給します。	福祉課	継続
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいのある児童を養育している父母またはその養育者に対して手当を支給します。	福祉課	継続
補装具費の支給	補装具の購入や修理にかかる費用の一部を助成します。	福祉課	継続
NHK放送受信料減免	障がい者がいる世帯のNHK放送受信料を一定の要件により減免する制度を紹介します。	福祉課	継続
生活福祉資金貸付制度	障がい者世帯に対し生活困窮自立支援制度と連携し、資金の貸付と必要な相談・支援を行い、自立を助成します。	社会福祉協議会	継続
手当等に関する情報提供	経済的な自立を促進するため、手当等に関する情報の提供に努めます。	福祉課	継続
障害年金	障がいや病気等により生活や仕事が制限されるようになった場合に、年金を受け取ることができる制度です。	市民課 宇都宮東年金事務所	継続

基本的方向4 障がいのある児童が自分らしく成長するための支援の充実

障がいの早期発見・早期支援のため、母子保健事業及び児童福祉事業を推進します。また、療育・教育に携わる職員の質の向上及び人数の増加を図ることで、障がいのある児童がその特性に応じて、自分らしく成長できるまちを目指します。

(1) 保健・療育等の充実

【現状と課題】

● 障がいの早期発見・早期支援の充実

本市では、健康増進課が実施する乳幼児健診、幼児相談等の母子保健事業により、支援が必要な児童の早期発見に努めています。

障がい疑われる児童を早期に発見し、ライフステージごとに適切な支援へと結びつけるため、関係機関との連携による総合的な支援体制の整備が必要です。

● 障がいのある児童を持つ家族への支援

家族をはじめとした周囲が障がいに対して理解を示し、適切な対応を講じることで、発達障がいを原因とする二次障がいを防げることが分かっています。

そのため、家族に対するサポート体制を充実させ、障がいのある、または疑われる児童と家族との適切なかかわりを支援していくことが重要となります。

● 教育・療育環境の向上に向けた取り組み

アンケート調査では、保育や教育について必要なこととして「進路指導をしっかりとしてほしい」、「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」等が多くなっています。また、近年では、発達障がいを含めた障がいのある児童生徒を支援する特別支援教育の対象者や、その相談数が増加傾向にあることから、保育園・幼稚園・認定こども園等や学校全体で障がいのある児童・生徒を受け止め、共通理解のもと適切な教育や進路指導が展開できるよう、教職員の研修、施設設備や環境の整備、介助員の配置等を実施していく必要があります。

【具体的施策】

①障がいの早期発見・早期支援

「育てにくさ」の背景には、発達障がいを含めた障がいや疾病が潜む場合があり、母子保健事業を通して、児童の的確な状態把握に努めるとともに、家族に対する相談支援を実施します。加えて、発達に関する支援が必要な場合には、適切な支援機関へとつなぎます。

事業	概要	担当	
学校、保育園、幼稚園、認定こども園等における相談活動	学校、保育園、幼稚園、認定こども園等における相談活動を進めます。	学校教育課 こども政策課	継続
学校、保育園、幼稚園、認定こども園等における健康診断	学校、保育園、幼稚園、認定こども園等における健康診断を活用し、早期の対応を図ります。	学校教育課 こども政策課	継続
新生児訪問	生後28日以内の赤ちゃんがいる家庭に保健師等が訪問し、体重測定や育児相談を行います。	健康増進課	継続
赤ちゃん訪問	生後1か月～4か月の赤ちゃんがいる家庭に乳児訪問相談員が訪問し、体重測定、健診や予防接種の案内をします。	健康増進課	継続
乳幼児相談	乳幼児の身体計測、保健師による育児相談、栄養士による離乳食や食事に関する栄養相談を行います。	健康増進課	継続
乳幼児健康診査	乳幼児の発達、発育が順調であるかの確認とともに、疾病の早期発見により、心身の健全なる発育を促します。	健康増進課	継続
こども発達相談	心理相談員による子どもの発達や行動等に関する相談を行います。	健康増進課	継続
ことばの相談	言語聴覚士による言葉やコミュニケーションに関する相談を行います。	健康増進課	継続
エンゼル講座	0歳～未就学児の保護者を対象に、子育てのあり方や、この時期に必要なとされる学習の提供、育児の方法を見つけるための相談を行い、修了生が学習成果や経験知識を発揮できるような自主学習活動の向上を図ります。	生涯学習課	継続
子育てに必要な知識や子どもとのかかわり方を学ぶための講座の開催	子育てに必要な知識や子どもとのかかわり方を学ぶため、専門家による講座を開催するとともに、保護者同士が子育てについての悩み等を話し合う場を提供します。	生涯学習課	継続

事業	概要	担当	
のびのび巡回相談	個別の健診では発見されにくい高機能自閉症等の発達障がい児を就学前に早期発見するとともに、適切な療育の提供や保護者の障がい受容のための支援を行うことにより、障がい児の不適反応や二次障がいを予防します。	健康増進課	継続
親子支援教室（ぶちとまと・ぺんぎん教室）	1歳6か月～3歳の未就園児健診等の結果、支援が必要とされた未就園児及び保護者に対して、「あそび」を通じた心とからだの健全な発達・発育を促し、育児支援を行います。	健康増進課	継続
就学支援教室（とまと教室）	のびのび巡回相談等の結果、支援が必要とされる年長児及び保護者に対して、集団での生活支援を行い、就学に向けて幼児の発達を促し、成功体験を積むことで自己肯定感を高められるよう支援します。	健康増進課	継続
児童発達支援センター	発達が気になるこどもや家族が地域で安心して暮らせるよう、総合的な療育・リハビリテーションを行う地域の中核的な療育支援施設です。	福祉課	新規

②療育体制の整備

個別の障がい配慮した保育と発達に関する支援を行い、児童の健やかな成長を促進します。
また、さくら市子ども・子育て支援事業計画との整合を図った事業を展開していきます。

事業	概要	担当	
市内保育園等への巡回発達相談	市内保育園等への巡回相談を行い、保育士の児童の発達に関する相談に応じます。	こども政策課	継続
障がい児保育事業	障がいの程度に応じた保育士の加配や保育士に対する研修等、市内保育園等での障がい児保育を充実させます。	こども政策課	継続
児童発達支援	通所施設において、未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流促進のために必要な訓練や支援を行います。	福祉課	継続
医療型児童発達支援	通所施設において、未就学児のうち、肢体不自由があり、医療的な支援が必要な児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流促進のために必要な訓練や支援を行います。	福祉課	継続
保育所等訪問支援	保育園等を利用している（利用予定を含む）障がい児及び保育園等の職員に、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。	福祉課	継続
医療的ケア児の支援	医療的ケア児が身近な地域で支援が受けられるように、コーディネーターを配置し、総合的な支援体制を構築します。	福祉課	新規

(2) 学齢期への支援の充実

【現状と課題】

● 障がい特性に応じた支援体制の構築

障がいのある児童に対して、その特性に応じた支援・指導ができるよう、児童の成長・相談記録等を各関係機関間で共有・活用することが重要です。

学校においては、必要に応じて教職員を加配しており、配慮が必要な児童へのきめ細やかな支援を提供し、個別の障がいに配慮した教育を行うことができるよう、小・中学校の教員を対象とした、特別支援教育に関する研修を継続して実施していく必要があります。

● 放課後等支援の充実

障がいのある児童の社会生活への適応を促進するため、放課後や余暇時における居場所として、放課後等デイサービスや緊急時に利用できる短期入所の整備が必要とされています。

【具体的施策】

① 特別支援教育の推進

個別の障がいに配慮した教育を行い、児童・生徒の健やかな成長を促進します。また、学校等を通じて生徒やその保護者への障がいに対する理解の促進に努めます。

事業	概要	担当	
非常勤講師等の配置と個別の支援教室の設置・運営	必要に応じて教職員を加配し、特別支援教室を設置することで、配慮が必要な児童・生徒へのきめ細やかな支援を提供します。	学校教育課	継続
教師への研修の充実	特別支援教育の質を向上するために、教職員への研修を充実させます。	学校教育課	継続
保護者への理解促進	特別支援教育に対する保護者の理解を促進します。	学校教育課	継続
教育相談	小・中学生の悩みや問題等の相談、保護者の相談を随時行います。	学校教育課	継続

② 放課後等支援の充実

放課後や余暇時等における居場所を提供し、社会生活への適応を促進します。

事業	概要	担当	
放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	市内20クラブで実施している学童保育において、障がい児の受け入れを行います。	こども政策課	継続
放課後等デイサービス	就学している児童を対象に、放課後や夏休み等の余暇時において、居場所を提供するとともに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、社会との交流促進のために必要な訓練や支援を行います。	福祉課	継続

基本的方向5 みんなが元気で健康に暮らせるサービスの充実

中途障がいや障がいの重症化に対する予防対策を行うとともに、障がい者への保健・医療サービスを充実させることで、みんなが元気で健康に暮らせるまちを目指します。また、精神障がい者の地域生活を支援するために精神保健福祉施策を充実させます。

(1) 健康管理の支援と医療的ケア体制の充実

【現状と課題】

●生涯にわたる健康づくりへの支援

身体障がいや要介護状態の発生等をできる限り予防していくため、一次予防としての疾病予防・介護予防の視点が重要であり、市民の生涯を通じた健康づくりを支援していく必要があります。本市の障がい者の現状によると、身体障害者手帳所持者の約7割が65歳以上であり、疾病等による中途障がいを有していることがうかがわれます。

各種保健事業者等を通して、障がいの発生予防や軽減について取り組んでいくことが重要です。

●医療的ケアが必要な障がい者・指定難病疾患患者への支援

障害者総合支援法の対象となる疾病が拡大されたことにより、指定難病疾患患者の福祉サービス利用が増加すると予想されます。また、年齢別の障がい者数の推移のデータをみると、障がい者の高齢化が予想され、高齢による医療ニーズの増加が考えられます。

医療的ケアの必要な障がい者・指定難病疾患患者に対する相談体制を充実させるとともに、心身障がいの状態の軽減や自立生活を支援するため、自立支援医療や重度心身障害者医療費助成制度による経済的支援を継続し、必要な人が適切に利用できる体制を整備する必要があります。

【具体的施策】

①健康管理等の支援

生活習慣病をはじめとする疾病の予防及び早期発見を図り、後遺障がいが残存するリスクを低下させることに努めます。

事業	概要	担当	
生活習慣病に関する知識の普及・啓発	糖尿病、循環器病、がん等の生活習慣病に関する知識を普及し、健康づくりの啓発を図ります。	健康増進課	継続
健康診査等の推進	特定健診、がん検診（総合健診）を推進し、受診環境の向上に努めます。	健康増進課 市民課	継続
人間ドックの受診補助	人間ドック受診にかかる負担の軽減を図るため、費用の一部に対して、補助金を支給します。	市民課	継続
事後指導の推進	健診結果説明会を開催し、適切な事後指導に努めます。	健康増進課	継続
特定保健指導の推進	動機づけ支援、積極的支援としての特定保健指導を進めます。	市民課	継続
地域の医療機関との連携	かかりつけ医等と連携し、継続的な健康管理支援に努めます。	健康増進課	継続
生活習慣病予防事業	エアロビクス・ウォーキング等の運動と、調理実習・試食等の実践体験を行い、健康増進を図ります。	健康増進課	継続
成人各種健康相談事業	健康相談を実施することで、健診結果を正しく理解してもらい、生活習慣を改めるきっかけをつくるとともに、健康上の不安を解消し、適切な健康管理を行うことができるよう支援します。	健康増進課	継続
個別健診の推進	後期高齢者医療保険の被保険者で、市の集団検診を受診しなかった人が、市内のかかりつけ医で健診を受けられる制度を推進することで、受診率の向上を図っていきます。	市民課	継続

②障がい者への適切な医療的ケアの充実

障がい者、指定難病疾患患者への各種医療費助成を行い、経済的な負担を軽減します。また、医療と福祉の連携を図ることで、医療的ケアが必要な障がい者への支援を充実します。

事業	概要	担当	
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害児者の健康を確保するため、心身に重度の障がいのある人の医療費の一部を助成します。	福祉課	継続
自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患を有し、継続的な通院が必要な人の医療費の一部を助成します。	矢板健康福祉センター	継続
自立支援医療（更生医療）	身体に障がいがある人の、原因となる障がいの軽減・回復を目的とする治療に対して、医療費の一部を助成します。	福祉課	継続
自立支援医療（育成医療）	18歳未満で身体に障がいや病気があり、手術等の治療により障がいの改善が期待できる治療に対して、医療費の一部を助成します。	福祉課	継続
特定医療費助成	指定難病に罹患している人が、治療を受ける際の医療費を一部助成します。	矢板健康福祉センター	継続
小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病に罹患している児童が、治療を受ける際の医療費を一部助成します。	矢板健康福祉センター	継続
指定難病患者見舞金支給事業	指定難病患者及び家族の苦労を見舞うため、難病に罹患した人に対して、見舞金を支給します。	福祉課	継続

(2) 精神保健福祉施策の充実

【現状と課題】

● 精神疾患や精神保健に関する正しい理解の推進

国の精神保健福祉施策では、「入院医療中心から地域生活中心へ」という方策を推し進めていくことが示されており、地域で生活する精神障がい者は増加すると考えられます。

精神疾患のある人の地域生活を支えるためには、公的機関や福祉サービス事業所における相談支援体制の充実、地域住民の精神疾患に関する正しい理解等が大きな力となります。また、地域の受け皿となる生活の場や、障害福祉サービス提供事業所の増強も課題となっています。

● 精神疾患者の増加と相談支援等の対応の必要性

うつ病や認知症等、精神疾患者の総数は近年増加しており、精神疾患は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病と並んで5大疾病に指定されています。

本市においても、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び精神疾患治療のための自立支援医療（精神通院医療）受給者は毎年増え続けており、平成27年からの5年間で精神障害者保健福祉手帳の所持者は約1.6倍に増加しています。

精神疾患の予防や早期対応による症状悪化の防止、自立した社会生活を維持するためにも、精神保健に関する相談支援の充実が必要です。加えて、長期にわたる専門的な対応が必要なことから、相談支援の担い手である専門職との連携が重要となります。

【具体的施策】

①心の健康に関する知識の普及・啓発

休養・睡眠等、自殺予防に関する知識の普及・啓発を図ります。また、心の健康講座、健康まつり等のイベントを通して情報を提供するとともに、関係相談機関に関する情報提供を進めます。

事業	概要	担当	
心の健康に関する知識の普及・啓発	休養・睡眠等、自殺予防に関する知識の普及・啓発を図ります。	福祉課 健康増進課	継続
心の健康講座の開催	心の健康に関する知識の普及・啓発を行います。	福祉課 健康増進課	継続
関係相談機関の情報提供	各相談機関に関する情報を必要な人に提供し、早期支援に結びつけます。	健康増進課	継続
健康まつり等での情報提供	健康まつり等の行事において、心の健康に関する知識の普及・啓発を行います。	健康増進課	継続
地域自殺対策強化事業	医師による健康講座やゲートキーパー養成研修等において、うつ病等の心の健康問題や自殺防止についての知識を普及・啓発し、市民の理解の促進を図ります。	福祉課 健康増進課	継続

②心の健康に関する相談活動の推進

各種相談機関の情報を提供するとともに、相談会等を開催し、心の健康について気軽に相談ができる環境を醸成します。

事業	概要	担当	
各種相談機関の情報提供	各種相談機関に関する情報を必要な人に提供し、早期支援に結びつけます。	福祉課 健康増進課	継続
心の健康相談の開催	心の健康に関する相談機会を設け、心の健康について気軽に相談できる環境を整備します。	健康増進課	継続
精神科医、保健師による相談機会の充実	精神科医、保健師による相談機会の充実に努めます。	健康増進課 矢板健康福祉センター	継続
地域産業保健センターの情報提供	地域産業保健センターに関する情報を提供し、職場における心の健康の向上を図ります。	商工観光課	継続
事業所における相談活動の促進	過重労働と職場における心の健康について普及し、取り組みを促進します。	商工観光課	継続
地域移行支援（再掲）	障がい者支援施設や病院等に入所、入院している障がい者が、地域生活へ移行する際の支援を提供します。	福祉課	継続

基本的方向6 安心と安全な環境整備

交通利便性を向上するとともに、公共施設の設備・機器等のバリアフリー化を推進します。また、日頃からの防犯体制を確立し、災害等の緊急時における支援体制を整備することで、安心・安全に暮らせるまちを目指します。

(1) 災害時・緊急時対策と防犯体制の整備

【現状と課題】

● 災害等、緊急対応の充実

障がい者はひとりで避難することが難しい場合があることや、避難所における生活への不安等から、災害時の対応に関して様々な不安を抱えています。

アンケート調査によると、災害時に困ることとして「避難所での生活が不安」、「避難場所で医療的ケア等が受けられるか不安」、「避難場所まで行けない」等の回答が多く、地域における自主防災組織等の協力体制や防災ネットワークの確立等により、地域における災害対策を推進していくことが重要となります。

加えて、災害時における不安の解消を図るため、防災対策を障がい者の視点から再点検し、災害に対する知識の普及、災害時の避難対策等の仕組みづくりを推進する必要があります。

また、感染症に対する備えとして、日頃から事業所等と連携し発生時に備えた事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制づくりが必要です。

● 地域での見守り体制の構築

障がい者は犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、地域での見守り体制を形成していくことが重要といえます。

そのためには、防犯パトロール等を実施するとともに自主防災組織等との連携を密にし、地域のつながりづくりを促進していく必要があります。

【具体的施策】

①災害等、緊急時対策の充実

災害時における要支援者への支援を迅速に行うため、日頃からの要支援者の把握に努め、役割分担や連絡体制づくり等の支援体制の強化を図ります。また、さくら市災害時避難行動要支援者マニュアルに基づく避難支援活動の普及を図るとともに、災害ボランティアの養成や災害時のボランティア活動についての普及を図ります。

感染症においては、感染予防の周知啓発や発生時に備えた必要物資の備蓄を行います。

事業	概要	担当	
「さくら市災害時避難行動要支援者マニュアル」「個別支援計画」の活用	自主防災組織等と連携しながら、さくら市災害時避難行動要支援者マニュアルに基づく避難支援活動の普及を図ります。	高齢課 福祉課 総務課	継続
災害時のボランティア活動の普及	災害ボランティアの養成や災害時のボランティア活動についての普及を図ります。	社会福祉協議会	継続
災害発生時に備えた事業所との連携	「さくら市地域防災計画」及び「さくら市災害時避難行動要支援者マニュアル」に基づいた連携体制を整備します。	高齢課 福祉課 総務課	継続
災害時の情報発信	防災行政無線戸別受信機の貸与や避難情報等を固定電話や携帯電話にメッセージを発信します。	総務課 高齢課 福祉課	新規
新型インフルエンザ等対策事業	感染症の発生時に備え必要な物資を備蓄します。	健康増進課	新規

②日常的な地域での見守り

地域の民生委員・児童委員と連携するとともに、地域見守り福祉ネットワークを活用し、地域の防災・防犯体制を確立します。

事業	概要	担当	
声かけ収集事業	家庭ごみをごみステーションまで運ぶことが困難な障がい者等を対象に、職員が安否を確認しながら家庭ごみを収集します。	生活環境課	継続
見守り福祉ネットワーク推進事業	民生委員・児童委員、各行政区、協力事業所、関係機関等地域の各団体が市と連携し、要支援者を見守り、異変の早期発見と迅速な対応を図ることにより、要支援者が安全かつ安心して生活できる環境の構築を図ります。	高齢課	継続
民生委員・児童委員との連携	民生委員・児童委員との連携を促進し、地域における要支援者の把握に努めます。	高齢課 福祉課 こども政策課	継続
地域見守り福祉ネットワークの活用	地域見守り福祉ネットワークを活用し、日頃から市民相互の安否確認を促進します。	高齢課	継続

(2) 住みやすいまちの推進

【現状と課題】

● 移動の利便性の確保

地域には、車いすの利用者等、公共交通機関を利用することが困難な人や、公共交通機関がなく、移動が不便な地域に住んでいる人等、移動に配慮が必要な場合があります。

障がい者の積極的な社会参加を促進するためにも、移動に関する利便性を向上させる必要があります。

● バリアフリー化の推進

すべての人にとって住みやすいまちづくりを進めるとともに、障がい者があらゆる分野に参加することを促進するため、社会における様々な障壁を取り除いていく必要があります。

アンケート調査では、障がい者が暮らしやすいまちになるために必要なこととして「道路や建築物などのバリアフリー化」と4割の人が回答し、割合は年々高くなっています。本市では、安全で快適な道づくりとして歩道の段差解消等を行っており、市道の安全確保を図ることで歩行空間のバリアフリー化に努めています。

また、住み慣れた自宅での継続した生活を支援するため、住宅のバリアフリー化に係る改修費の助成も行っています。

今後もこれらのバリアフリー化に関する事業を継続していき、日常生活を営む場所である住宅、地域での活動や社会参加の際に重要となる公共施設や公共交通機関、歩行空間等をユニバーサルデザインの考え方にに基づきながらバリアフリー化していくことが重要となります。

【具体的施策】

①移動の利便性と安全性の向上

移動に支援が必要な人の安全性を高めるため、福祉有償運送や同行援護等、移動支援に関するサービスの充実を図ります。交通弱者の移動を支援するため、公共交通システムの見直しや再構築を進めます。また、栃木県のおもいやり駐車スペースつぎつぎ事業や、有料道路の料金割引制度の利用促進により、移動の利便性の向上を図ります。

事業	概要	担当	
同行援護	移動に困難を有する視覚障がい者に、外出時の介護、情報提供等の支援を提供します。	福祉課	継続
行動援護	行動する上で困難を有する知的障がい者または精神障がい者に、外出時の支援や行動する際の危険を回避するための援護等の支援を提供します。	福祉課	継続
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に、地域での自立した生活や社会参加を促進するため、外出の支援を行います。	福祉課	継続
福祉タクシー利用料助成	交通手段の利用が困難な心身障がい者が、通院のためにタクシーを利用した際に、タクシー料金の一部を助成します。	高齢課	継続
公共交通計画再構築事業	現行の公共交通の合理化を図り、市民の要望に合致した、利用しやすい公共交通を整備します。	総合政策課	継続
スロープ付き福祉車両の貸出	日常生活において車いすを使用している人の外出支援として、車いすが乗る福祉車両を、家族等に貸出します。	社会福祉協議会	新規

②ユニバーサルデザインの普及とバリアフリー化の推進

多様な人が利用することのできるよう、設計やデザインを構想するというユニバーサルデザインの考え方について、市民及び事業者への普及を図ります。既存の公共施設等におけるバリアフリー化を進めるとともに、新たな施設整備においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備に努めます。

事業	概要	担当	
栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく整備	条例との適合状況調査を行い、既存の公共施設のバリアフリー化を計画的に推進します。既存の公共施設のバリアフリー化を推進し、公共施設のユニバーサルデザイン化に向けた基本方針を策定します。	市各課	継続
道路改良事業	交通の安全確保や産業・生活等の利便性を向上させるため、市道の改良（線形改良、拡幅、排水施設改良等）を行います。	建設課	継続
住宅改修費の助成	住み慣れた自宅での生活を継続するため、バリアフリー化に伴う住宅改修費の助成を行います。	福祉課	継続

第5章 障がい福祉計画（第6期）

1. 成果目標

本計画では、障がい者の地域生活移行や就労支援に関する目標について、令和5年度を最終目標年度として設定しています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行促進(継続)

国の指針	<ul style="list-style-type: none">令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。
本市の指針	<ul style="list-style-type: none">地域生活移行者数の増加については、令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6.7%以上の地域生活への移行を目指します。施設入所者について、令和元年度末時点から1.6%以上の施設入所者数削減を目指します。

●成果目標

項目	令和元年度末 施設入所者数	令和5年度末目標
施設入所者の地域移行者数	59人	6.7%にあたる4人を地域生活に移行します。
施設入所者の削減		1.7%にあたる1人の施設入所者を削減します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(継続)

国の指針	<ul style="list-style-type: none">精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）令和5年度の精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上）
本市の指針	<ul style="list-style-type: none">協議の場において精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。地域住民の精神障がいへの理解促進に向けた効果的な普及・啓発に努めます。

●成果目標

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉 関係者による協議の場	開催回数	2	2	2
	年間目標設定及び評価の 実施回数	-	-	1

(3)地域生活支援拠点における機能の充実

国の指針	・ 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。
本市の指針	・ 地域生活支援拠点については、令和3年度末までに整備し、国の指針である年1回以上の運用状況の検証、検討の実施を目指します。

●成果目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の整備	整備	整備済み	整備済み
機能拡充のための検証・検討の実施回数	-	-	1

(4)福祉施設から一般就労への移行等(継続)

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。 ・ 就労移行支援について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。 ・ 就労継続支援A型について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上を目指す。 ・ 就労継続支援B型について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上を目指す。 ・ 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。 ・ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
本市の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設から一般就労への移行は国の指針である1.27倍以上を目指します。 ・ 就労移行支援については令和元年度の1.30倍以上、就労継続支援A型は1.26倍以上、就労継続支援B型は1.23倍以上を目指します。 ・ 就労定着支援事業の利用は7割を目指します。 ・ 就労定着率が8割以上の事業所の割合は、7割以上を目指します。

●成果目標

項目	目標数値	令和元年度（実績）	令和5年度（目標）
一般就労への移行者数	1.27倍	5	8
就労移行支援	1.30倍	4	5
就労継続支援A型	1.26倍	0	1
就労継続支援B型	1.23倍	1	2
就労定着支援事業の利用率	7割	6割	7割
就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上	10割	10割

（5）相談支援体制の充実・強化等

国の指針	・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。
本市の指針	・基幹相談支援センターを中心的な役割とした相談体制の整備を進め、各種相談の対応に努めます。

●成果目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12	12	12
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1	1	1

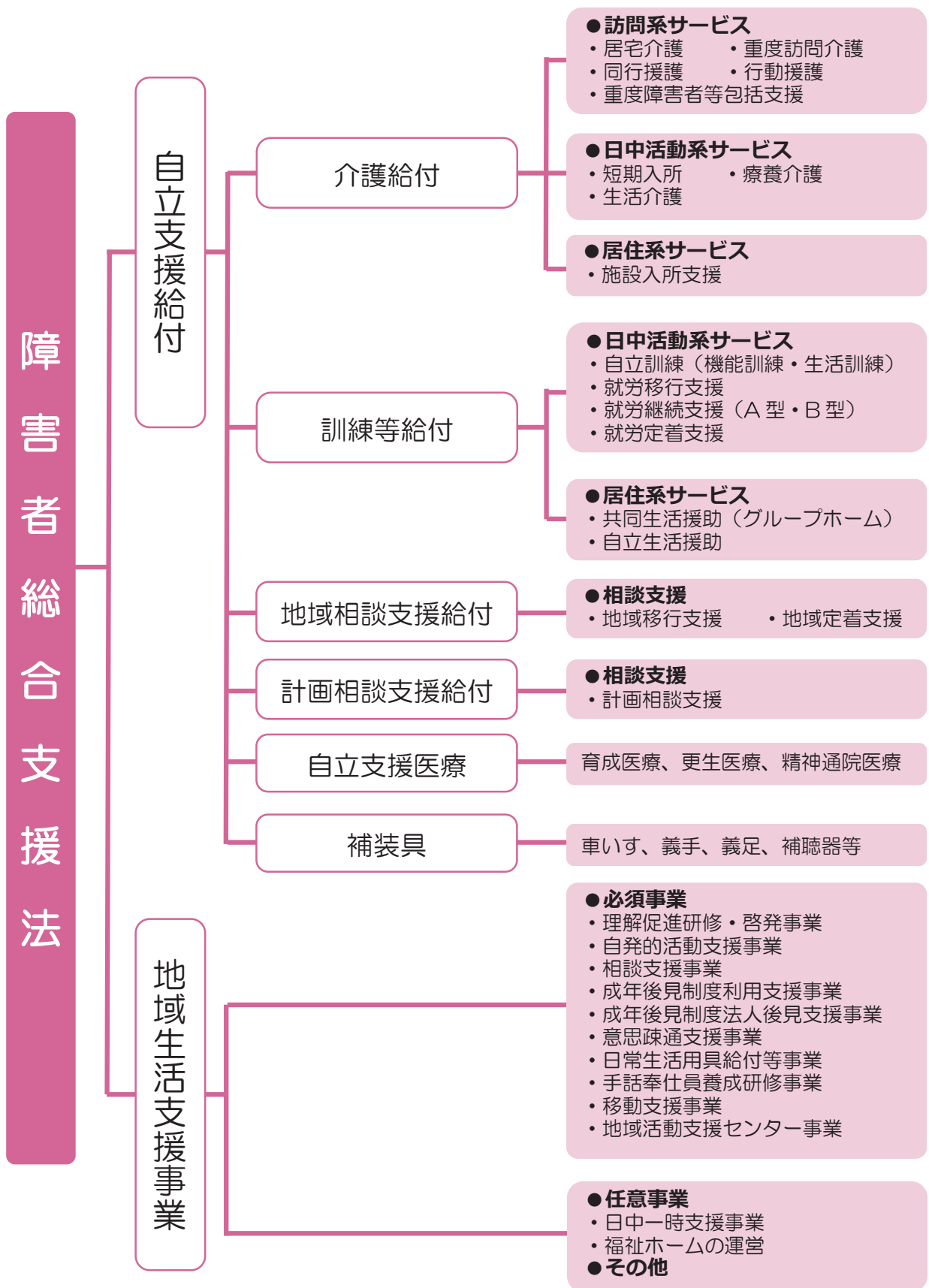
（6）障害福祉サービス等の質の向上

国の指針	・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築する。
本市の指針	・各関係機関と協議の場を持ち、連携の上、サービスの向上に努めます。

●成果目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	1	1	1

2. 障害福祉サービスの体系と内容



●訪問系サービス

サービスの種類	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で食事や入浴、排せつの介護等を行います。
重度訪問介護	重度肢体不自由で常時介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介助、外出時の支援を行います。
同行援護	視覚障がい者の外出の支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に、必要な援助や外出時の移動の支援をします。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを組み合わせて提供します。

●日中活動系サービス

サービスの種類	サービス内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力の向上に必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労希望者に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して就業した人の就労を継続するために、事業所や家族との相談や連絡調整等の支援を行うサービスです。就労移行支援の利用状況等を勘案し、設定します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の介護及び日常生活の援助をします。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

●居住系サービス

サービスの種類	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。介助が必要な人の対応を当該事業所の従業員が行うのが「包括型」、外部の居宅介護事業者等に委託する「外部サービス利用型」、ユニット等一定の設備基準を緩和した一人暮らしに近い形態の「サテライト型」があります。
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

3. 活動指標

本計画における福祉サービスの目標を達成するための指標として活動指標を設定し、計画の進行状況を確認します。

(1) 障害福祉サービス

(ア) 訪問系サービス

●見込み量の算出根拠

現在のサービス利用者数をもとに、これまでの実績やニーズを踏まえて、利用者数及び量の見込みを算出します。

●見込み量

サービス		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護（ホームヘルプ）	時間/月	233	260	270	280
	人/月	18	21	23	25
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
同行援護	時間/月	85	145	145	145
	人/月	2	3	3	3
行動援護	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
合計	時間/月	318	405	415	425
	人/月	20	24	26	28

●見込み量確保のための方策

サービスを実施する事業所の参入を促し、サービス提供基盤の確保やサービスの充実を図ります。

（イ）日中活動系サービス

●見込み量の算出根拠

現在のサービス利用者数や特別支援学校卒業者の今後の見通し等をもとにし、一般就労へ移行する見込み数、地域活動支援センターの利用の見込み数を控除して、サービスの見込みを算出します。これまでの実績やニーズを踏まえて、利用者数及び量の見込みを算出します。

●見込み量

サービス		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	1,707	1,830	1,920	2,020
	人/月	87	90	92	95
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	20	40	40
	人/月	0	1	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日/月	58	75	75	75
	人/月	6	7	7	7
宿泊型自立訓練	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
就労移行支援	人日/月	198	250	250	250
	人/月	11	14	14	14
就労継続支援（A型）	人日/月	787	810	828	846
	人/月	44	45	46	47
就労継続支援（B型）	人日/月	1,515	1,515	1,515	1,515
	人/月	85	85	85	85
就労定着支援	人日/月	4	4	5	6
	人/月	4	4	5	6
療養介護	人/月	2	2	2	2
短期入所 (ショートステイ)	人日/月	98	100	100	100
	人/月	6	6	6	6

●見込み量確保のための方策

地域での生活を進めていく上で「日中活動の場」が重要となることから、サービス利用希望者が地域で必要なサービスが利用できるよう、ニーズを把握するとともに、サービス提供体制の整備に努めます。

特別支援学校の卒業生に対しては、特別支援学校や相談支援事業所、地域の関係機関との連携をさらに強化し、卒業生の進路の確保に努めます。

働くことを希望する障がい者に対して、障がい特性や能力に応じた多様な就労の場を確保できるよう、相談支援事業所、就労支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、基幹相談支援センター等と連携し、就業面と生活面の一体的な支援を行います。また、アンケート結果を踏まえ、「障がいや病気の特性に合った仕事」の開拓を進め、民間企業等への障がい者雇用の理解と協力を求めるなど、障がい者の就労支援を図ります。

(ウ)居住系サービス

●見込み量の算出根拠

現在のサービス利用者数をもとに、施設からグループホームへの移行者数や、施設やグループホームから地域での一人暮らしへの移行を希望する人数と実際の移行状況、各年度の特別支援学校の卒業者をもとに、これまでの実績を考慮した利用者数からサービスの見込み量を算出します。

●見込み量

単位：人/月

サービス	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	36	37	38	39
施設入所支援	58	59	59	58

●見込み量確保のための方策

施設入所支援の利用者は、ほぼ横ばいで推移しており、施設から地域への移行は依然として進んでいない状況にあります。施設入所者については、国の地域生活への移行促進の指針に基づき、令和5年度時点で1人の削減を目指します。

施設入所支援を必要な人が利用できるような努めながら、事業者等と協議して福祉ホームやグループホーム等の援助を受けながら生活できる場の確保を図ります。

また、施設入所者が地域への移行を希望する際に、自立して生活できるよう事業者等と協議し、必要なサービス提供体制の整備に努めます。

(工) 相談支援

●見込み量の算出根拠

<計画相談支援>

現在の利用者の「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」の必要数をもとに、新規利用者のニーズを見込んで算出します。

<地域相談支援>

地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院中の障がい者の人数や地域生活への移行者数等をもとに、利用者数の見込み量を算出します。

地域移行支援については、入所または入院前の居住地を有する市町村が実施主体となるため、入院または入所前の居住地の市町村が、対象者数及びサービス量を見込みます。

地域定着支援

施設や病院から地域に移行した人や、単身や家族の状況等により支援を必要とする人の人数をもとに、利用者数の見込み量を算出します。

●見込み量

単位：人/月

サービス	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	74	86	94	104
地域相談支援	1	2	2	2
地域移行支援	1	1	1	1
地域定着支援	0	1	1	1

●見込み量確保のための方策

計画相談支援は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がい者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス利用者支援のための総合的な支援計画（トータルプラン）であるサービス等利用計画を作成し、自立した生活を実現するための支援です。関係機関に対し計画相談支援の重要性について理解を求め、計画の作成を行う指定特定相談支援事業者及び相談支援専門員を確保し、計画相談支援のスムーズな提供を目指します。

地域相談支援については、指定一般相談支援事業所を中心として、障がい者支援施設や医療機関、県健康福祉センター、サービス提供事業者等、地域における関係機関との連携を強化し、入所・入院している障がい者や居宅において単身で暮らしている障がい者が、地域で安心して生活するための体制を整えていきます。

(2) 地域生活支援事業(必須事業)

(ア) 理解促進研修・啓発事業

●見込みの根拠

これまで進めてきた理解促進研修や啓発事業を引き続き行います。

●見込み

サービス	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	○	○	○	○

●事業実施のための方策

障がい者が住み慣れた地域で、障がいのない人とともに生活していくためには、地域住民の障がい者やその特性に対する理解や配慮により、互いを思いやり尊重する共生社会の実現が求められています。そのために、関係団体等と協力・連携し、講演会や施設見学会等の開催を通して、障がい者やその特性について学び、理解を深める機会の提供に努めます。

また、調査の結果から、一般市民では「学校における福祉教育の充実」の必要性を感じている人も多く、学校関係機関とも連携を図った上で啓発を実施します。

(イ) 自発活動支援事業

●見込みの根拠

これまで実績はありませんが、事業の各関係団体と協力・連携し、自発的活動の支援に努めます。

●見込み

サービス	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発活動支援事業	-	○	○	○

●事業実施のための方策

事業の実施にあたっては、社会福祉協議会とともに、活動を支援するための連携体制づくりを推進し、障がい者やその家族の所属する団体、NPO法人、ボランティアサークル等の自発的な活動を支援します。

（ウ）相談支援事業

●見込み量の算出根拠

障害者相談支援事業については、これまでどおり継続します。

基幹相談支援センターについては、令和2年度より事業を実施しており、第6期計画期間中も継続して実施していきます。

●見込み量

単位：か所

サービス	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	3	3	3	3
委託相談事業所	2	2	2	2
基幹相談支援センター	1	1	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業	○	○	○	○

●見込み量確保のための方策

障害者相談支援事業と基幹相談支援センターそれぞれの役割を整理し、地域の相談支援の拠点としての基幹相談支援センター事業を推進していきます。また、さくら市地域自立支援協議会と連携し、相談支援体制の推進と、権利擁護や虐待防止といった機能の充実をさらに推し進めていきます。身近な相談窓口として、行政、相談支援事業所等関係機関との情報共有、連携に努めていきます。

（エ）成年後見制度利用支援事業

●見込み量の算出根拠

令和3年度より1～2人の利用を見込みます。

●見込み量

単位：人/年

サービス	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	1	1	2	2

●見込み量確保のための方策

相談会を実施することで成年後見制度の周知に努め、利用を必要とする障がい者の家族や支援者に対し、制度の積極的な利用を呼びかけます。あわせて、申し立てに要する費用や後見人等の報酬に対する補助が行えることを周知し、経済的な理由で利用をためらっている相談者に対して、制度を活用するよう働きかけます。

(オ) 成年後見制度法人後見支援事業**●見込みの根拠**

これまで実績はありませんが、社会福祉協議会と連携し、第6期計画期間中に事業の実施を見込みます。

●見込み

サービス	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	-	-	○	○

●事業実施のための方策

成年後見制度をはじめ権利擁護に関する支援が重要視されていることを踏まえ、令和4年度から社会福祉協議会で法人後見の実施を予定しています。地域生活支援事業としての法人後見支援事業については、令和4年度以降の実施を目指します。

(カ) 意思疎通支援事業**●見込み量の算出根拠**

これまでの利用実績をもとに、令和5年度までの見込み量を算出します。

●見込み量

単位：人/年

サービス		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	事業者数	1	1	1	1
	利用者数	8	8	8	8
要約筆記者派遣事業	事業者数	1	1	1	1
	利用者数	0	0	0	0

●見込み量確保のための方策

情報バリアフリーやアクセシビリティを推進するため、制度の周知を図り、積極的な利用を促すとともに、手話通訳や要約筆記を行う支援者のさらなる確保に努めます。

(キ) 日常生活用具給付等事業

●見込み量の算出根拠

これまでの利用実績をもとに令和5年度までの利用の見込み量を算出します。

●見込み量

単位：件/年

サービス	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	2	2	2	2
自立生活支援用具	8	10	10	10
在宅療養等支援用具	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	2	2	2	3
排せつ管理支援用具	1,004	1,044	1,084	1,124
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	1	1

●見込み量確保のための方策

利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。

需要動向をみながら、障がい者一人ひとりの状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用の促進を図ります。

(ク) 手話奉仕員養成研修事業

●見込み量の算出根拠

これまで進めてきた手話奉仕員養成研修事業を引き続き社会福祉協議会と連携して行います。

●見込み量

単位：人/年

サービス	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	0	12	12	12

●見込み量確保のための方策

広報紙等を通して、手話奉仕員養成研修への参加を呼びかけます。また、全国障害者スポーツ大会とちぎ大会でのボランティアとしての活躍等、手話奉仕員の活躍の場をさらに増やすよう、関係機関と連携していきます。

(ケ) 移動支援事業**●見込み量の算出根拠**

これまでの利用実績をもとに、令和5年度までの利用量の見込みを算出します。

●見込み量

サービス		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/年	7	10	11	12
	時間/年	757	864	972	1,080

●見込み量確保のための方策

障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう、サービス提供事業者への働きかけに努めるとともに、利用可能な市外の事業所との連携を行います。

(コ) 地域活動支援センター事業**●見込み量の算出根拠**

第5期計画期間中でのセンター設置はできませんでしたが、今後もニーズの動向を見極め、設置の検討を行います。

●見込み量

サービス		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	か所	0	1	1	1
	人/年	0	10	15	15

●見込み量確保のための方策

地域活動支援センターは、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。作業活動、創作・文化活動、生活上の訓練、社会参加支援、居場所的機能等様々な役割を有しており、利用者の障がいの状態や体調等に応じた利用が可能であることから、定期的な利用が困難な障がい者の支援の場としての役割を期待されています。

障害福祉サービス等においてサービス提供実績のある団体等や、障害福祉サービス提供事業者以外の関係団体等と協議し、第6期計画期間中の設置を目指します。

(3) 地域生活支援事業(任意事業)

(ア) 福祉ホームの運営

●見込み量の算出根拠

市内1か所の定員9名の福祉ホームの入居者は現在本市6名、外市町より2名です。

●見込み量

単位：人/年

サービス	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホームの事業	8	8	9	9

●見込み量確保のための方策

障がい者支援施設や精神科病院を退所・退院して地域生活へ移行する障がい者の生活の場を確保するため、関係機関と連携して引き続き安定した事業を行います。

(イ) 日中一時支援事業

●見込み量の算出根拠

これまでの利用実績をもとに、令和5年度までの利用の見込み量を算出します。

●見込み量

単位：人/年

サービス	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	18	19	20	21

●見込み量確保のための方策

日中活動を提供している障害福祉サービス事業所と引き続き連携し、市内・市外での柔軟な利用ができるよう利用先の確保に努め、利用日数の増加を図ります。

第6章 障がい児福祉計画（第2期）

1. 成果目標

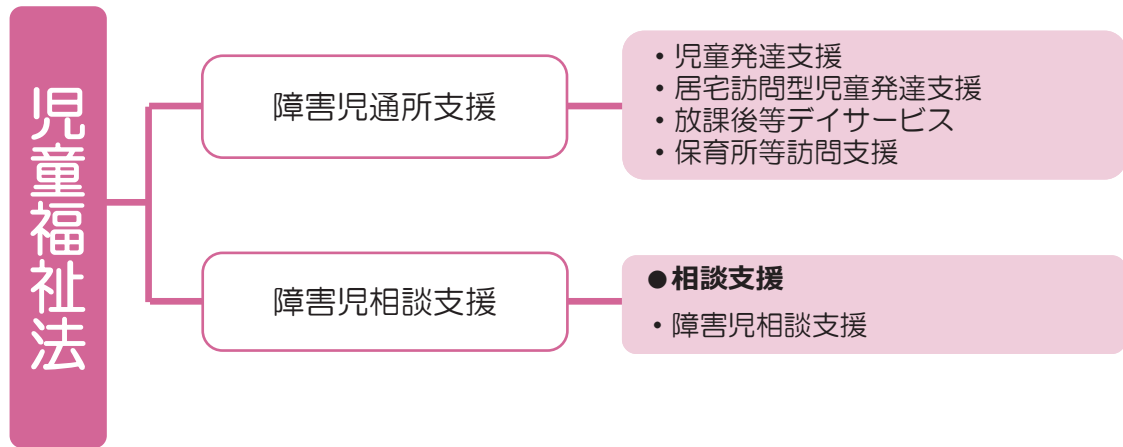
本計画では、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療的ニーズへの対応に関する目標について、令和5年度を最終目標年度として設定しています。

障がい児支援の提供体制の整備等

●障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針	<ul style="list-style-type: none">・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置する。・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保をする。（都道府県）・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保する。・医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
本市の指針	<ul style="list-style-type: none">・児童発達支援センターが地域における中核的な拠点施設として機能が充実するよう推進していきます。・保育所等訪問支援は実施されており、今後も引き続き事業の推進に努めます。・重症心身障がい児や医療的ケア児を支援できるよう既存の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所と協議を進めていきます。・医療的ケア児支援の協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置ともに実施されており、今後も引き続き体制の充実に努めます。

2. 障がい児福祉サービスの体系と内容



● 障害児通所支援・障害児相談支援

サービスの種類	サービス内容
児童発達支援	未就学児を対象に、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う事業です。
居宅訪問型児童発達支援	外出をすることが困難な重度の障がい児を対象に、居宅を訪問して基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
放課後等デイサービス	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある18歳未満の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等に2週間に1回程度訪問し、通所している障がい児や保育士に対し、集団生活に適応するための専門的支援を行います。
障害児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

3. 活動指標

本計画における福祉サービスの目標を達成するための指標として活動指標を設定し、計画の進行状況を確認します。

障がい児への支援

●見込み量の算出根拠

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援におけるすべての利用対象者を考慮し、これまでの利用実績を踏まえて見込み量を算出します。

放課後等デイサービスについては、これまでの利用実績をもとに一人あたりの平均利用日数を求め、今後の利用者数の増加傾向を推計し、サービスの見込み量を算出します。

●見込み量

サービス		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害児 通所支援	児童発達支援	人日/月	316	360	390	420
		人/月	55	60	65	70
	医療型児童発達支援	人日/月	5	12	24	24
		人/月	1	1	2	2
	居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0
		人/月	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日/月	1,100	1,300	1,500	1,700
		人/月	100	120	140	160
	保育所等訪問支援	人日/月	4	6	8	11
		人/月	4	6	8	11
障害児相談支援	人/月	35	53	59	65	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2	2	
ペアレントトレーニングの受講者数	人	0	10	10	10	

●見込み量確保のための方策

身近な地域で質の高い支援を必要とする障がい児が、療育を受けられる場の確保に努めます。また、各担当課が持つ情報の共有・連携を推進することで、障がい児を療育する家庭をサポートしていきます。また、地域自立支援協議会を定期的を開催し、支援を必要とする児童への理解を深めていきます。

放課後等デイサービスについては、増加傾向にある利用見込み量を勘案し、今後の利用状況に対応できるよう努めます。障害児相談支援については、指定障害児相談支援事業者と連携し、引き続きサービスの提供を進めていきます。



資料編

1. 障がい者計画等策定委員会委員名簿

順不同・敬称略 委員：15名

番号	氏名	所属	職名
1	阿久津 真	桜ふれあいの郷	施設長
2	鱒淵 史雄	清風園	施設長
3	若倉 健	こども発達支援センター ピーチ	施設長
4	桑嶋 俊雄	市身体障害者相談員	代表
5	関 セツ子	市知的障害者相談員	代表
6	小林 行雄	市民生委員児童委員協議会連合会	会長
7	五月女 幸子	矢板健康福祉センター	所長補佐(総括)兼 保健衛生課長
8	興野 憲史	栃木県精神保健福祉会	会長
9	白井 新	市身体障害者福祉会	会長
10	螺良 忠夫	市手をつなぐ育成会	会長
11	木村 春雄	市社会教育委員会	委員長
12	田中 耕一	市社会福祉協議会	会長
13	鳥居 隆広	市健康福祉部	部長
14	高野 洋	市総合政策課	課長
15	添田 克彦	市財政課	課長

2. さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会委員名簿

番号	氏名	所属	係名または職名等
1	高柳 友彦	総合政策課	プロジェクト推進係
2	瀧澤 喜彦	総合政策課	進化プラン係
3	田代 直也	財政課	財政係
4	長島 正規	生活環境課	リサイクル推進係
5	君島 成美	福祉課	課長補佐
6	大東 由枝	福祉課	社会福祉係
7	佐藤 和子	福祉課	障がい福祉係
8	薄井 淳	福祉課	生活福祉係
9	鈴木 麻由	高齢課	介護保険係
10	小林 淳	高齢課	地域包括ケア推進係
11	高橋 和哲	高齢課	見守り福祉係
12	大嶋 友明	こども政策課	こども政策係
13	高根 幸江	健康増進課	保健予防係
14	鈴木 由佳	健康増進課	健康増進係
15	阿波 一世	建設課	管理係
16	鈴木 教史	都市整備課	都市計画係
17	橋本 宜之	学校教育課	学校支援係
18	齋藤 恒夫	生涯学習課	生涯学習係
19	西村 歩	スポーツ振興課	生涯スポーツ係
20	仲根 信行	市社会福祉協議会	事務局長
21	佐藤 敬子	障害者相談支援センター桜花	相談員
22	西村 脩平	障がい者支援センターふれあい	相談員

3. さくら市障がい者計画策定経過

日程	内容
令和2年 6月29日	第1回さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会 第1回さくら市障がい者計画等策定委員会 (1) 第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について (2) アンケート素案について
7月13日～7月31日	さくら市障害福祉に関するアンケート調査の実施
10月29日	第2回さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会 (1) アンケート調査集計結果について (2) 第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の(案)について
11月6日	第2回さくら市障がい者計画等策定委員会 (1) アンケート調査集計結果について (2) 第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の(案)について
12月10日	庁議において第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)を審議
12月	さくら市地域自立支援協議会(書面開催) (1) 第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について
令和3年 1月18日	議員全員協議会に第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について報告
1月25日～2月8日	パブリックコメントの実施
2月	第3回さくら市障がい者計画等策定委員会(書面開催) 第3回さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会(書面開催) (1) パブリックコメントの結果について (2) 第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について
3月	さくら市第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を決定

4. 用語集

あ行	
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援等を行い、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する事業をいいます。
医療的ケア児	障がいにより、口から食物を食べることができず、鼻などから管を通して栄養剤を送る経管栄養や、自力ではたんが出せず吸引を行うなど、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を要する障がい児をいいます。
NPO（エヌピーオー）	民間非営利組織、特定非営利活動団体。Non Profit Organizationの頭文字をとったもので、営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織をいいます。
か行	
介護給付	障害福祉サービスにおいて、障がいのある人が可能な限り自立して地域の中で生活できるよう、日常生活の介護支援を行う事業をいいます。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等にかかわる相談支援を総合的に行うことを目的とします。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができます。
虐待	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為で、殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあります。
協働	市民がさくら市のまちづくりに参画し、行政と市民がそれぞれ適切に役割を分担し協力し合うことです。
訓練等給付	障害福祉サービスにおいて、自立生活や就労を目指す人に、一定期間に提供される訓練的な支援事業のことをいいます。
合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことで、筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。
さ行	
指定特定相談支援事業	障がい者が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング（見直し）を行うなどの支援を行う事業のことをいいます。
指定難病	難病のうち、客観的な診断基準が確立しており、患者数が国内において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達していない、医療費助成の対象になっている疾病です。

手話奉仕員	手話奉仕員養成事業において、奉仕員として登録されている人で、聴覚・言語機能障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常生活を行うために必要な手話表現技術などを習得することを目標に養成されます。
障害支援区分	障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。「非該当」をはじめ「区分1」から「区分6」まであり、「区分6」が最も高い度合いとなります。障害支援区分認定調査による合計点等により分けられます。
障害児支援利用計画	児童発達支援・放課後等デイサービスをはじめとする、障害児通所支援を利用する場合に、サービスの利用者を支援するための中心的な総合計画のことをいいます。
障害者基本法	障がい者のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、障がい者のための施策の基本となる事項を定めることで、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、それをもって障がい者の自立と社会参加、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律です。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	平成25年から「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病などを追加し、平成30年の改正には重度訪問介護の訪問先拡大、就労定着支援の創設、自立生活援助の創設などが盛り込まれました。
障害福祉サービス	障がい者の障がい程度や、社会活動や介護者、住居等の状況をはじめとする勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスです。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律で、行政機関等や民間事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止しています。また、障がいのある方が直面する社会的障壁について、本人の求めに応じて合理的な配慮を行うことを義務づけています。
小児慢性特定疾病	子どもの慢性疾病のうち、小児がん等その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となる16疾患群、819疾患が対象となっています（令和元年7月現在）。18歳未満（一部20歳まで）の児童において、対象疾患の治療に係る医療費の医療保険の自己負担分を公費で助成する制度があります。
情報アクセシビリティ	パソコンやスマートフォンなどによる情報の受け取りやすさのことで、ハードウェア・ソフトウェアの使用やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障がい者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすることをいいます。
自立支援医療	医療費と所得の双方に着目し、障がいに係る公費負担制度間での負担の不均衡を解消するため、これまでの育成医療、更生医療、精神通院医療の3つの公費負担医療制度を統合し、1割の自己負担を求める制度として平成18年4月から実施しています。

自立支援給付	障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として事業者と対等な関係に基づいて、障がい者が自ら選択、契約をすることで、そのサービスを利用する仕組みをいいます。
自立支援協議会	障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等、地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会のことです。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある者に対して、都道府県知事、指定都市市長または中核市市長が交付します。
精神障害者保健福祉手帳	一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもので、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳所持者には様々な支援策が講じられています。
成年後見制度	認知症、知的障がい者または精神障がい者等で、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをし、その方に援助してくれる人をつける制度です。
相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者、または障がい者等の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。
ソーシャルインクルージョン	社会的包摂の意味でイギリスやフランスなどヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編にあたって、その基調とされている理念であり、具体的には、障がい者、貧困者、失業者、ホームレスなど、誰も排除されない、誰も差別されない「ともに生きる寛容で懐の深い社会」を目指す考え方です。障がいを有する人、貧困や失業に陥った人、ホームレスの状態にある人等を社会的に排除するのではなく、お互いの状況や差異、多様性について十分理解し合い、連帯の精神により、地域社会への参画を促し、社会に統合するという考え方を指します。
た行	
地域生活支援拠点	障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談（地域移行、親元からの自立等）、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受け入れや対応、専門の人材の確保や養成、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）等を備えた拠点をいいます。
地域生活支援事業	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が中心となり柔軟な形態により、効果的・効率的に実施する事業です。
地域生活への移行	入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにもかかわらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現することをいいます。

地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者や障がい者等すべての住民が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野を一体的に受けられる支援体制のことをいいます。平成29年には新たに、精神障がい者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として盛り込まれました。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、本市に係る防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務または業務について定めた計画です。
特定医療費受給者証	指定難病と診断され、手続きをすると「特定医療費（指定難病）医療受給者証」が交付され、治療にかかる医療費自己負担（保険診療）の公費助成を受けることができます。
特別支援学級	発達障がい等があることにより、通常の学級における指導では十分な効果を上げることが困難な児童・生徒に対して、きめ細かな教育を行うために小・中学校の中に特別に設置された少人数の学級です。
特別支援学校	従来の盲・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度です。対象とする障がい種は視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校です。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有します。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動症（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。
な行	
難病	原因不明で、治療方法がまだ確立していない病気の総称です。
ノーマライゼーション	正常化の意味で、年齢や障がいの有無や程度にかかわらず、すべての人が、通常の生活を送ることができるようにする社会をいいます。
は行	
発達障がい	先天的な脳の機能障がいとして生じるもので、自閉症スペクトラム障がい、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）等の総称です。
パブリックコメント	公衆の意見の意味で、公的な機関が規則等の制定に先だち、意見、情報、改善案等（コメント）を求める手続きで、市民の意見を聴取し、その結果を反映させることにより、より良い行政を目指すものです。
バリアフリー	障害・障壁のないという意味で、自らの意志に基づく自由な行動を妨げる障壁（バリア）を、地域の中や施設、住宅、人の心から取り除き、誰もが近づきやすく利用しやすいものにするをいいます。

PDCAサイクル	様々な分野で品質改善や業務改善などに活用されている、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Action)」の順にサイクルし、業務の質を高めるマネジメント手法をいいます。
法人後見	法人(公益団体など)が成年後見制度における後見人や保佐人に選任されることです。個人よりも法人を後見人・保佐人に選任することにより、より長期的・継続的な支援が可能となるケースもあります。
法定雇用率	障害者雇用促進法が企業や行政などに達成を義務づけている従業員のうち、障害者を雇うべき割合をいいます。
ま行	
民生委員・児童委員	地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けた委員で、社会福祉の精神により地域住民の立場に立った相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っています。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、身体的な能力などの違いにかかわらず、より多様な人々ができるだけ支障なく使えるように、道具や建物、環境、空間、まちづくりなどを最初からデザインするという考え方をいいます。
ら行	
ライフステージ	人間の一生における乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等の各段階のことをいいます。
リハビリテーション	再び適した状態にすることの意味で、障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復のための技術的プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す考え方をいいます。
療育手帳	知的障がい者及び知的障がい児への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して、都道府県知事または指定都市市長が交付するものです。

**さくら市第4期障がい者計画・
第6期障がい福祉計画・
第2期障がい児福祉計画**

令和3年3月

発行 さくら市

企画・編集 さくら市 健康福祉部 福祉課 障がい福祉係

〒329-1392 栃木県さくら市氏家 2771 番地

TEL : 028-681-1161 (直通)

FAX : 028-682-1305

